

平 30 . 10 . 17
総 1 8 - 2

説 明 資 料

〔資産課税（相続税・贈与税）について〕

平成 30 年 10 月 17 日 (水)

財 務 省

目 次

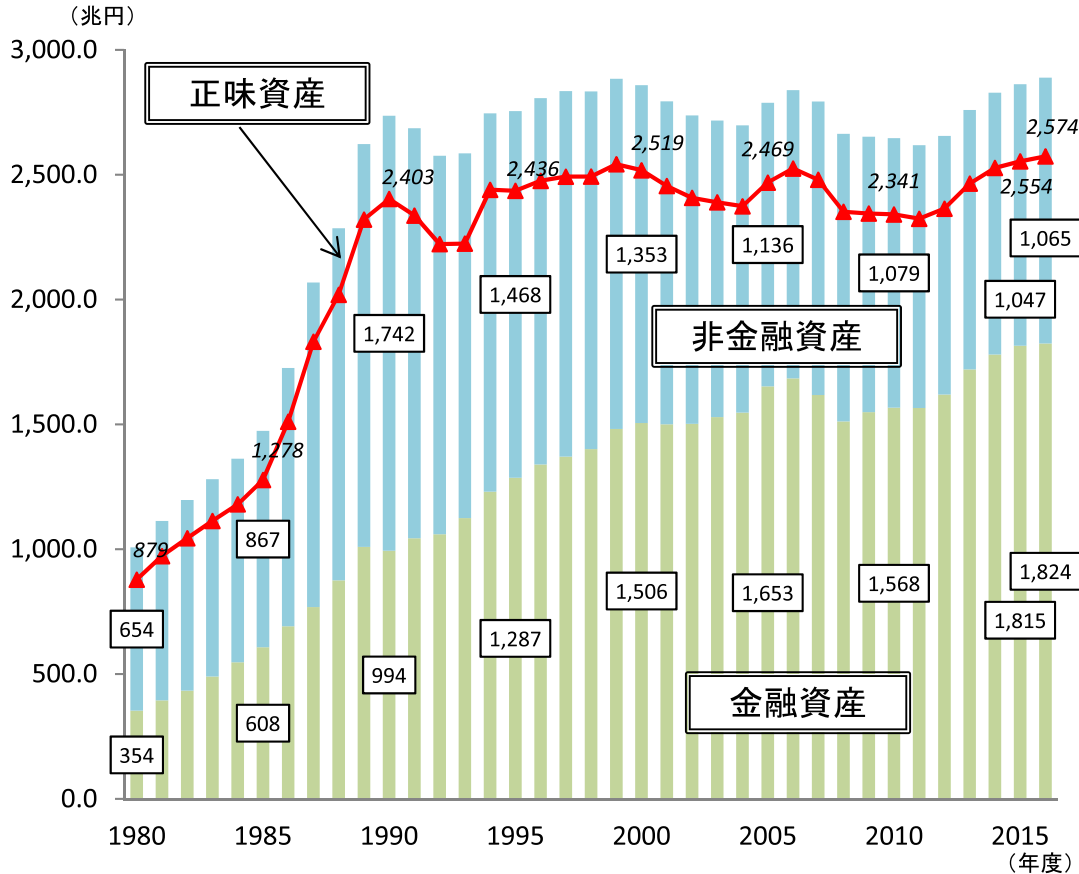
1. 資産課税をめぐる経済社会情勢	3
2. 相続税・贈与税の現状	15
3. 我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較	28
4. 贈与税の特例	37
参考資料	44

1. 資産課税をめぐる経済社会情勢

家計資産等の推移

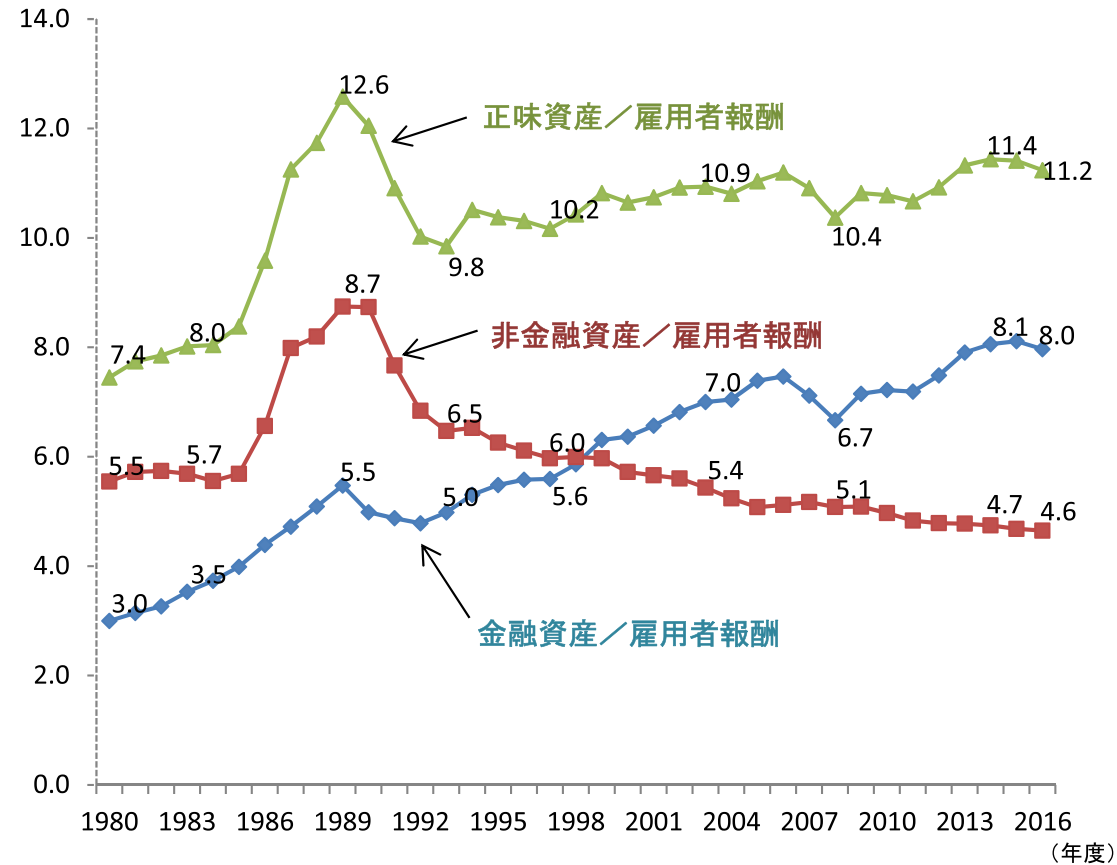
- 80年代に経済のストック化が進展する中で増大した家計資産は、90年代以降概ね横ばい傾向。
- バブル崩壊後、非金融資産は低下する一方、金融資産のウェイトは増加傾向。

家計資産の推移



(出所)内閣府「国民経済計算」
 (注)正味資産は、資産(非金融資産、金融資産)から負債を控除したもの。

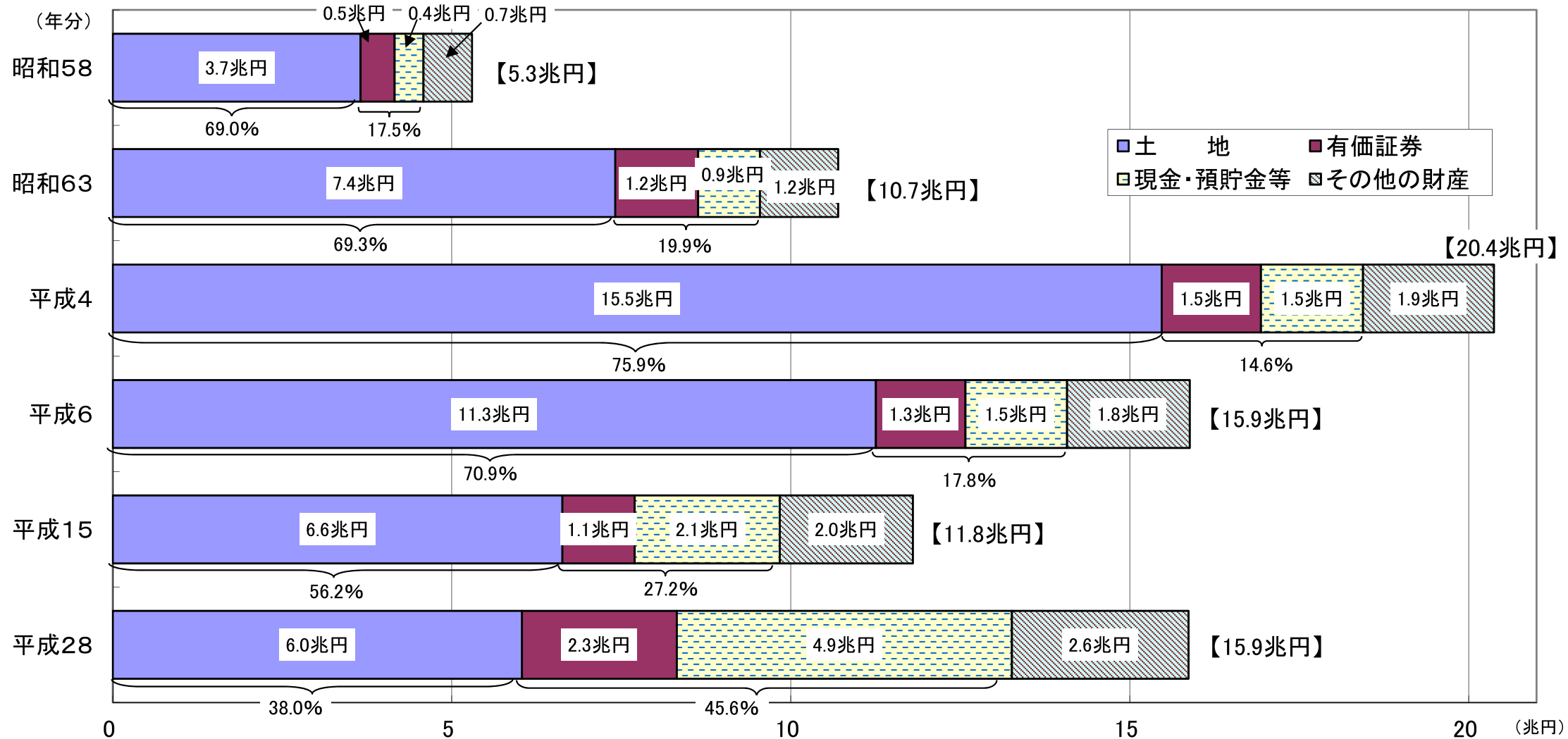
経済のストック化の内訳



(出所)内閣府「国民経済計算」
 (注)正味資産は、資産(非金融資産、金融資産)から負債を控除したもの。

相続財産種類別の財産価額の推移

- 相続財産価額の推移をみると、有価証券及び現金・預貯金等は平成28年で7.2兆円と大きく増加してきた。
- これに伴い、相続財産に占める割合も平成28年で45.6%と大きく増加している。

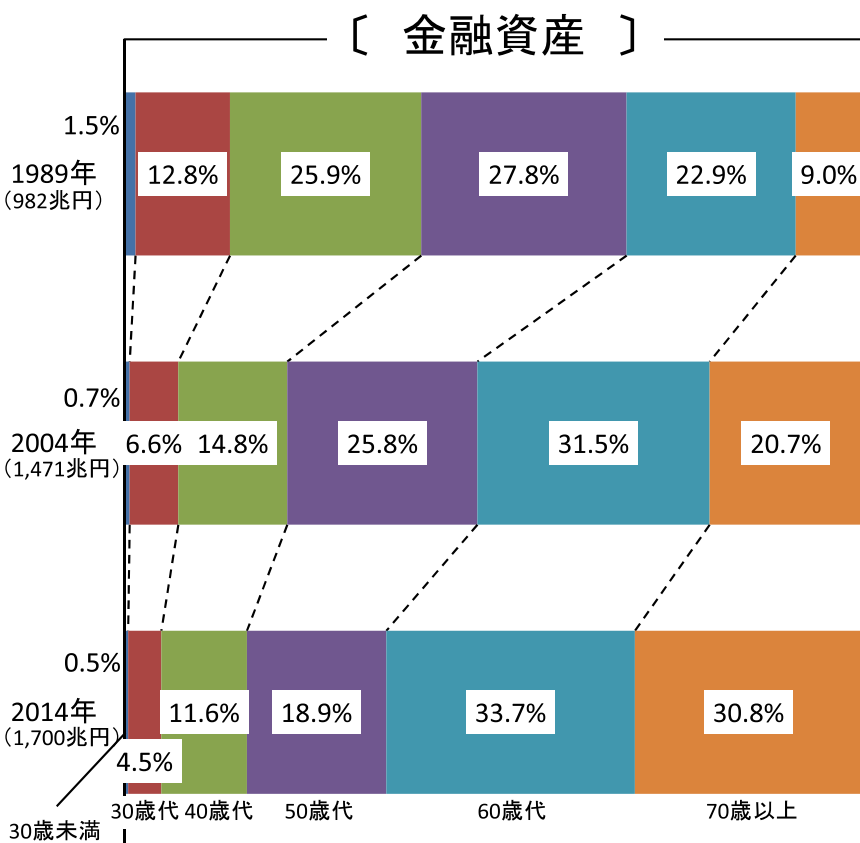


(資料) 「国税庁統計年報書」による。

年代別 金融資産保有残高について

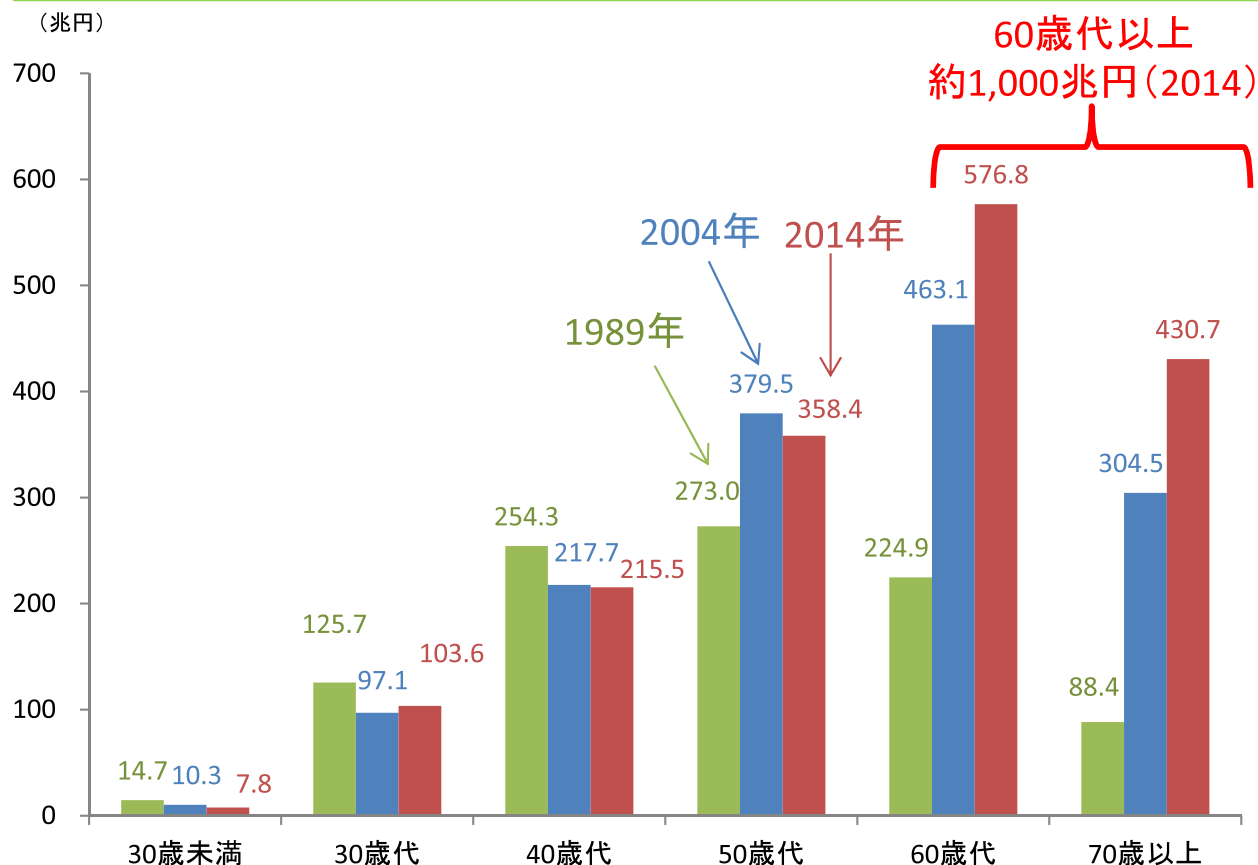
- 近年、相続財産に占める割合が増加している金融資産について、年代別の残高をみると、この20年間で60歳代以上の保有割合はほぼ倍増。
- 足元では、個人金融資産約1,700兆円のうち、60歳代以上が約6割(約1,000兆円)の資産を保有。

年代別金融資産残高の分布の推移



(出所)総務省「全国消費実態調査」(二人以上の世帯)、日本銀行「資金循環統計」により作成
 (注)「金融資産」は貯蓄現在高(負債現在高控除前)による。なお、「貯蓄現在高」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計。

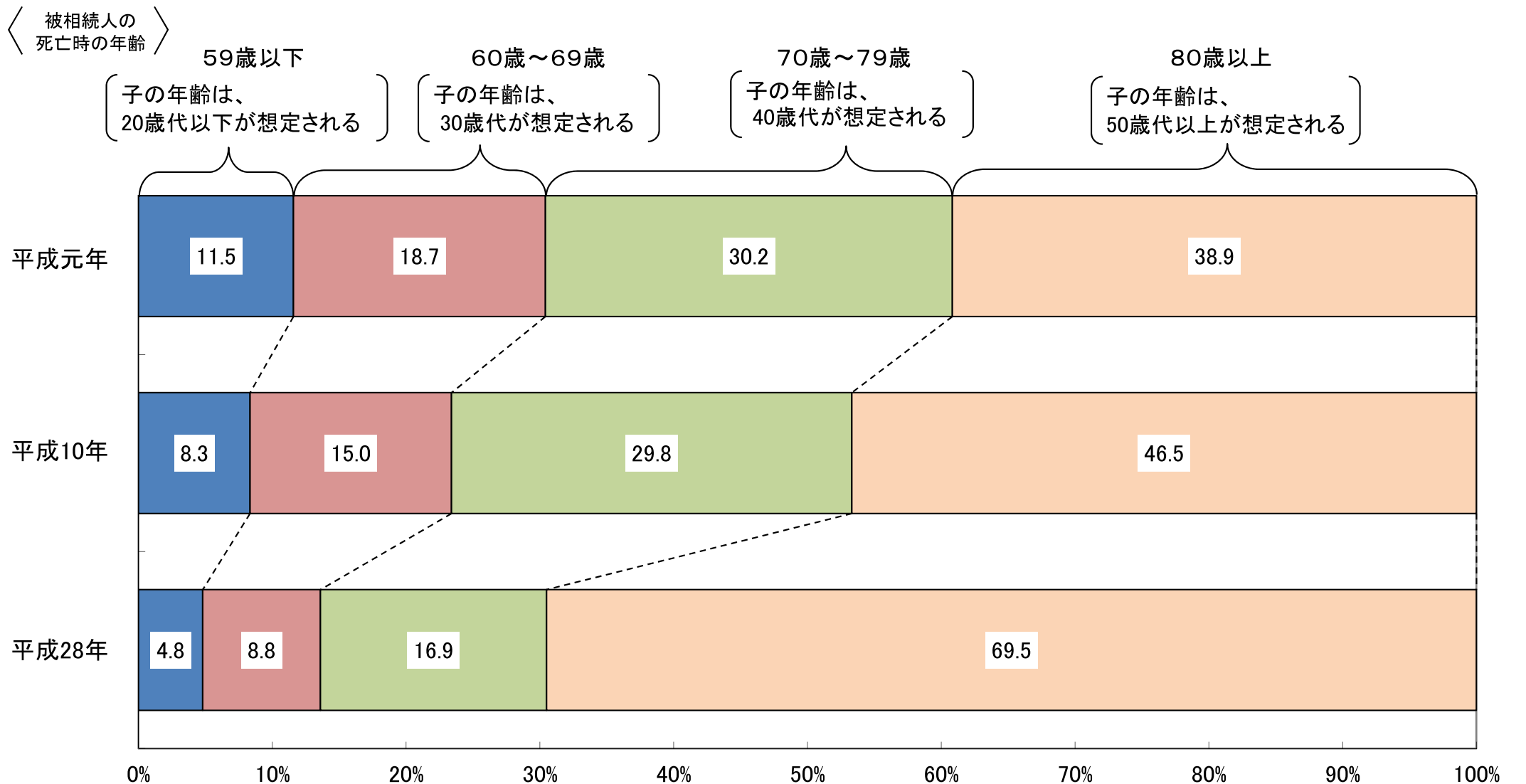
年代別金融資産保有総額(兆円)



(出所)日本銀行「資金循環統計」、総務省「全国消費実態調査」より推計

相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比

- 被相続人の高齢化が進んでおり、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況となっている。
 ⇒ 資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築について検討していく必要。

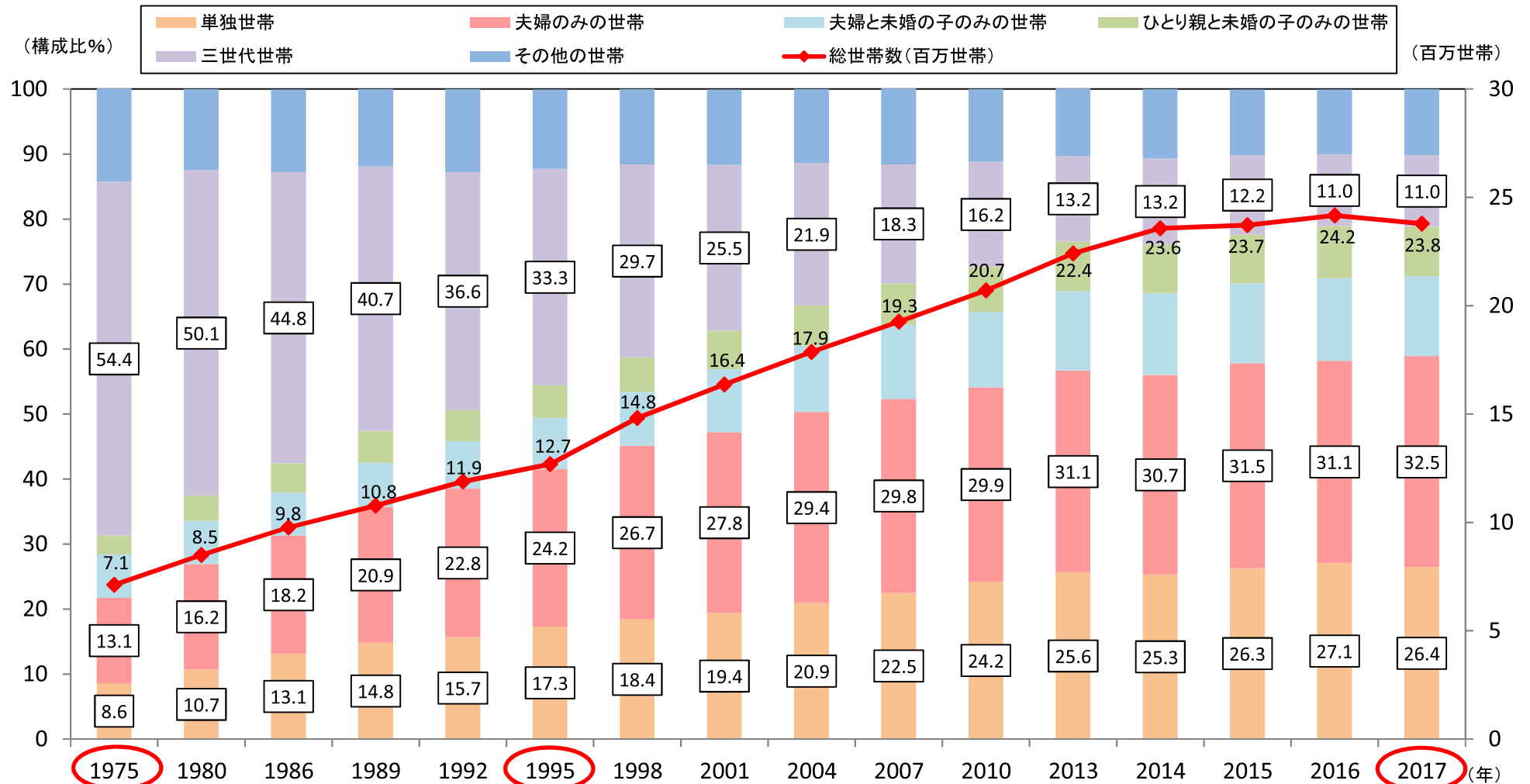


(注) 主税局調べ。

高齢者がいる世帯構成の推移

○ 高齢者がいる世帯構成は、1970年代に5割を超えていた「三世帯世帯」が1割まで大幅に減少。「単独世帯」「夫婦のみの世帯」がそれぞれ3割前後まで増加。また、未婚の子との世帯も増加。

- ・ 三世帯世帯 【1975年→2017年】: 54.4%→11.0% (▲43.4%ポイント)
- ・ 単独世帯 【1975年→2017年】: 8.6%→26.4% (+17.8%ポイント)
- ・ 夫婦のみの世帯【1975年→2017年】: 13.1%→32.5% (+19.4%ポイント)



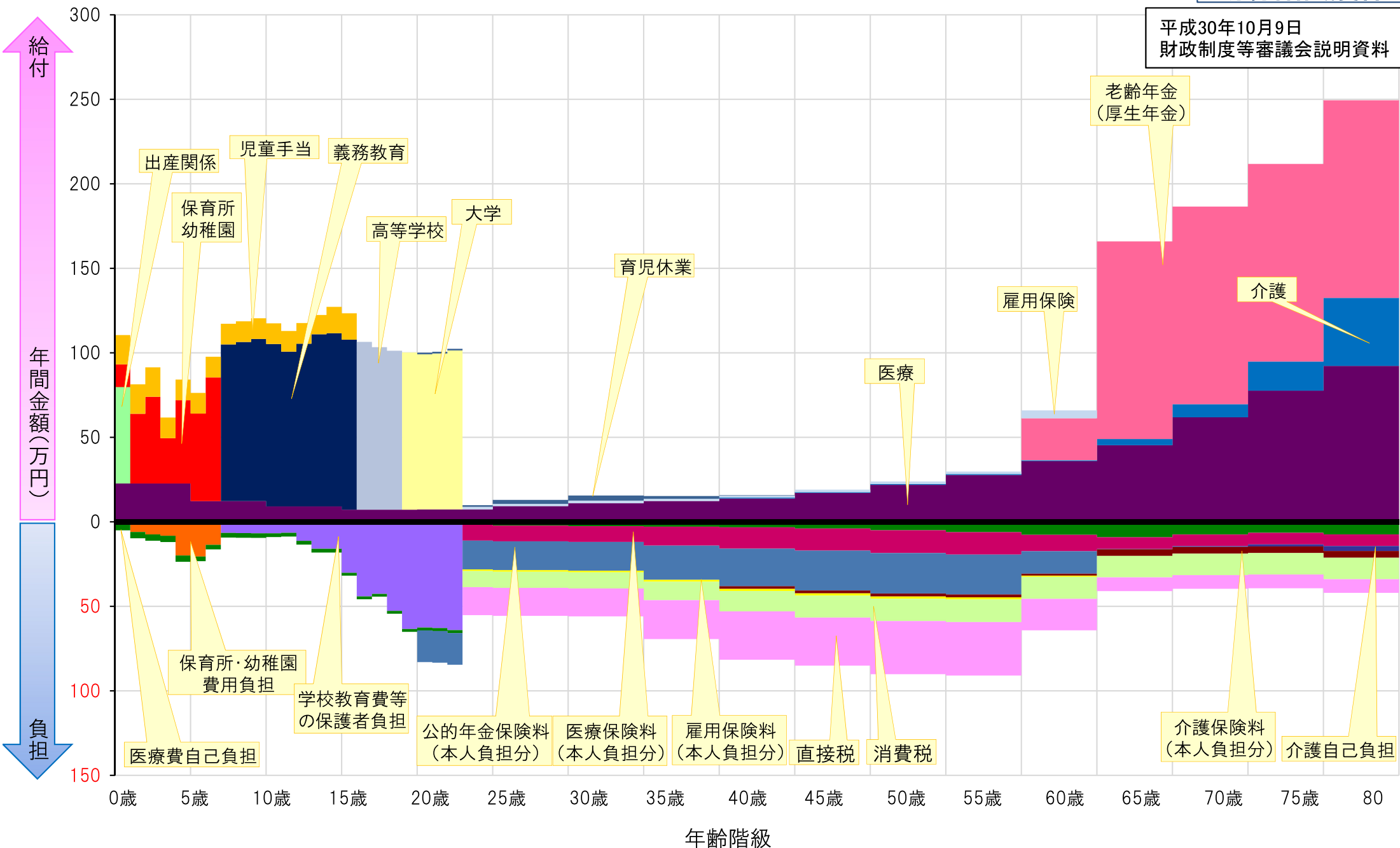
(出所)厚生労働省「国民生活基礎調査」

(注)平成7年の数値は兵庫県、平成28年の数値は熊本県を除いたものである。

ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ

厚労省作成資料

平成30年10月9日
財政制度等審議会説明資料

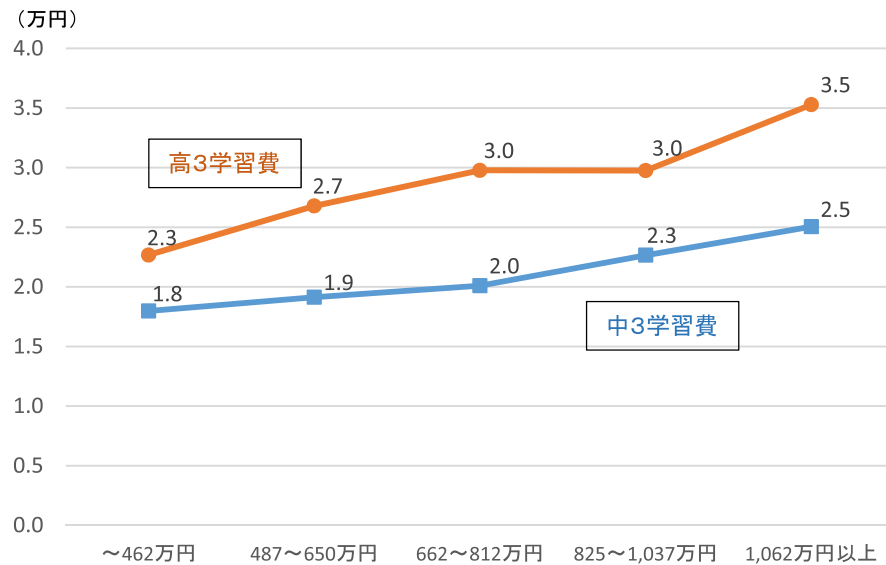


(注) 1. 平成27年度(データがない場合は可能な限り直近)の実績をベースに1人当たりの額を計算している。
2. 直接税及び消費税は、国税及び地方税の合計である。

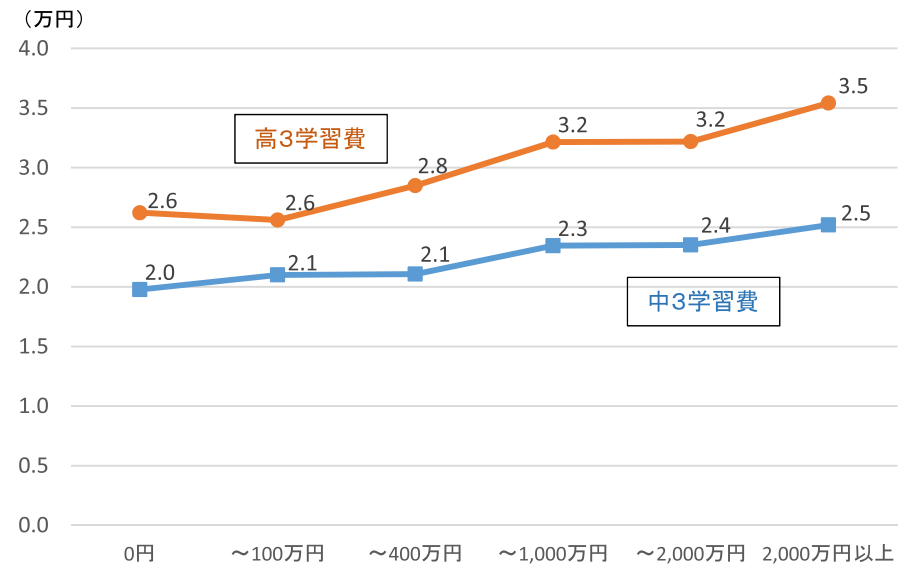
所得格差、資産格差が教育に与える影響

- 所得や資産が増加するにつれて、学習費も増加する傾向。

家計年収別 平均学習費



資産別 平均学習費



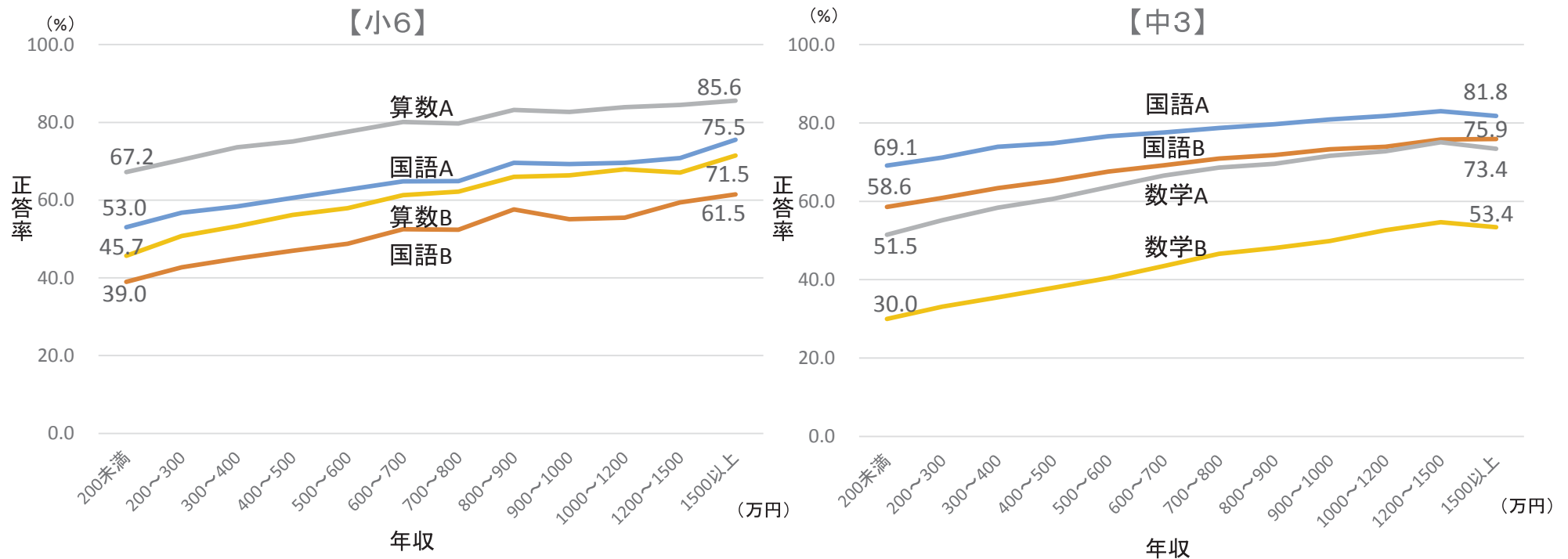
(注)「家計年収」とは父母それぞれの年収区分の中央値の合計をいい、「資産」とは預貯金及び有価証券をいい、「学習費」とは中3・高3時における塾などの費用をいう。
 (出典)東京大学「家庭の経済状況・社会状況に関する実態把握・分析及び学生等への経済的支援の在り方に関する調査研究報告書」(2017年3月)を基に加工。

2. 教育の効果と高等教育の無償化①

家庭の経済事情による学力への影響

- 家庭の所得と全国学力調査の正答率を見ると、所得が高い家庭の子供の正答率がより高いという傾向。
- 所得が最も低いグループ(年収200万円未満世帯)と最も高いグループ(年収1500万円以上世帯)では、正答率に20ポイント以上の開き(中3・数学B)がある。

《「世帯収入(税込年収)」と学力の関係》



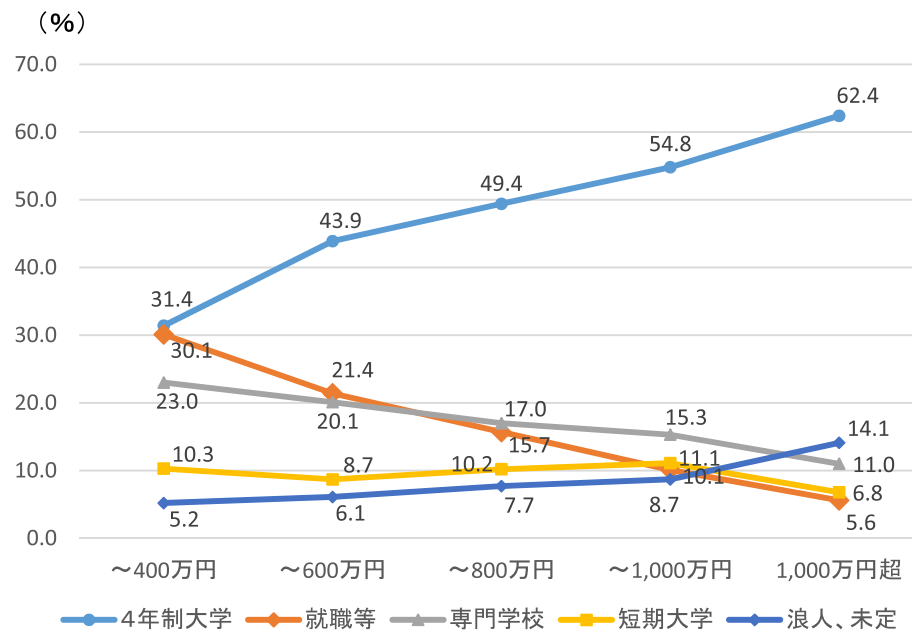
A問題: 主として「知識」を問う問題。
 B問題: 主として「活用」を問う問題。

平成25年度文部科学省委託調査研究『平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)』の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究(お茶の水女子大学)より作成

親の所得と子の大学進学率

- 親の所得が高いほど、子の4年制大学への進学率が高くなる傾向。
- これにより、子の生涯賃金も高くなることが考えられる。

高校卒業後の予定進路(家計年収別)

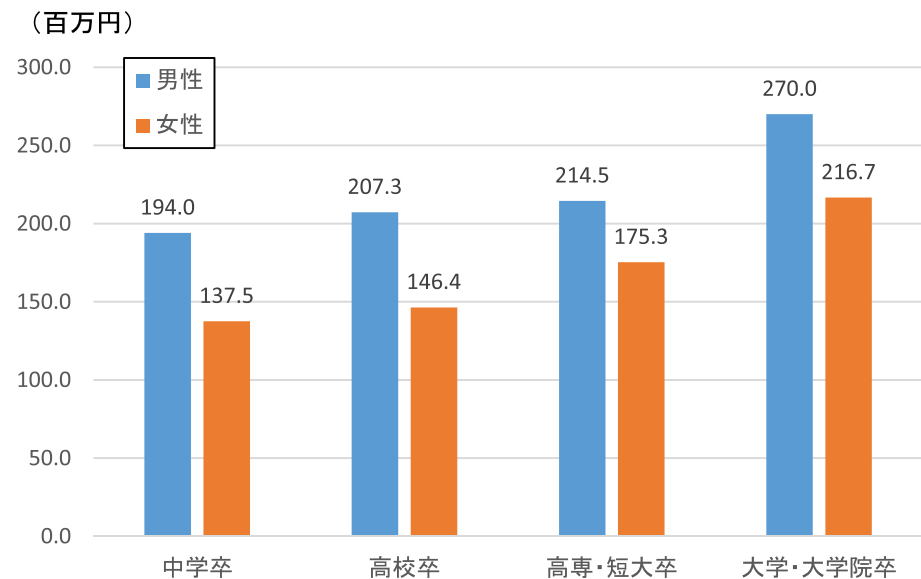


(注1)「家計年収」は、父母それぞれの年収区分の中央値の合計をいう。

(注2)無回答は除く。「就職など」には就職進学、アルバイト、海外の大学・学校、家事手伝い、家事手伝い・主婦、その他を含む。専門学校には各種学校を含む。

(出典)東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第1次報告書」(2007年9月)より。

学歴別生涯賃金



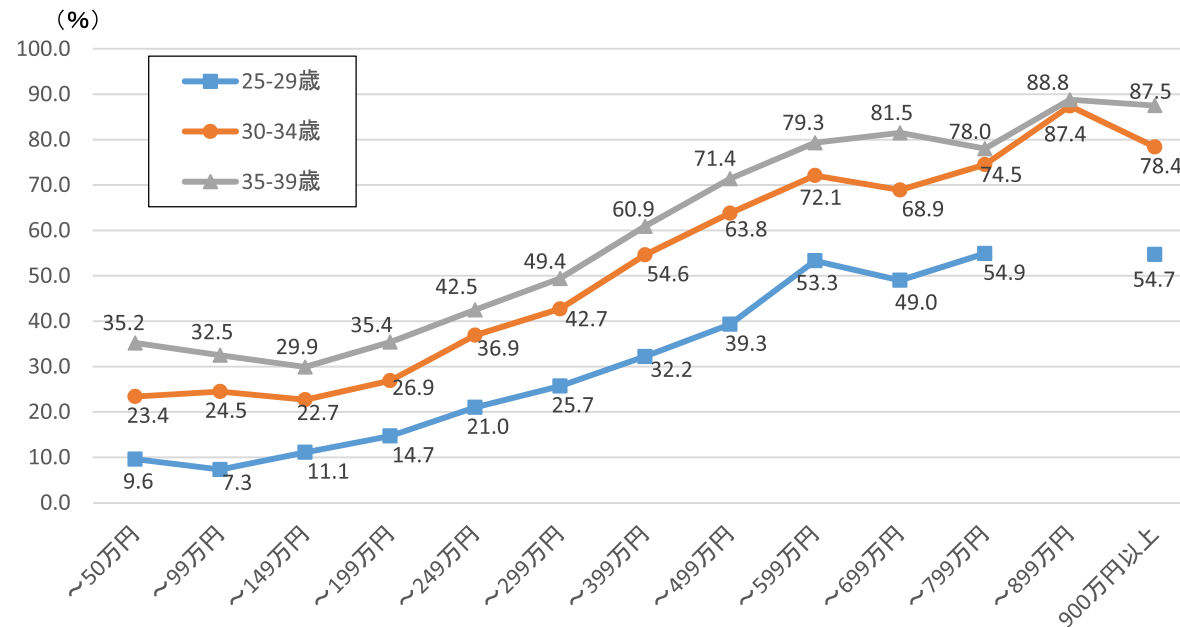
(注)学校を卒業しただちに就職し、60歳で退職するまでフルタイムの正社員を続ける場合(同一企業継続就業とは限らない)。退職金を含まない。

(出典)「ユースフル労働統計2017ー労働統計加工指標集ー(独立行政法人労働政策研究・研修機構)より。

所得格差が結婚に与える影響

○ 男性の年収別有配偶率をみると、一定水準までは年収が高い人ほど配偶者のいる割合が高い傾向にある。

男性の年収別有配偶率



(注) 25~29歳の800~899万円の集計区分は、標本数が少なく割合が算出できない。

(出典) 労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状②—平成24年版「就業構造基本調査」より—」(2014年)より。

幼児教育、高等教育における今後の支援について

経済財政運営と改革の基本方針2018

(平成30年6月15日閣議決定)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

1. 人づくり革命の実現と拡大

(略)

「人づくり革命」では、第一に、幼児教育無償化を一気に加速する。3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化する。0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。

(略)

第三に、真に支援が必要な、所得が低い家庭の子供たちに限って、大学などの高等教育無償化を実現する。住民税非課税世帯の子供たちについて、授業料の減免措置を拡充するとともに、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう、給付型奨学金を拡充する。これに準ずる世帯の子供たちについても、支援の崖が生じないように、必要な支援を段階的に行う。

(略)

第五に、家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

(略)

人づくり革命基本構想

(平成30年6月 人生100年時代構想会議)

第3章 高等教育の無償化

我が国では、低所得者層における大学進学率が低く、経済格差が教育格差を生むことが危惧されている。貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専門学校、大学に進学できる社会へと変革することが急務である。所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って、高等教育の無償化を実現する。この具体的措置については、次のとおりとする。

(略)

※ 幼児教育無償化は平成31年10月に、高等教育無償化は平成32年4月に、私立高等学校授業料実質無償化は平成32年度までに実施予定。

2. 相続税・贈与税の現状

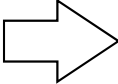
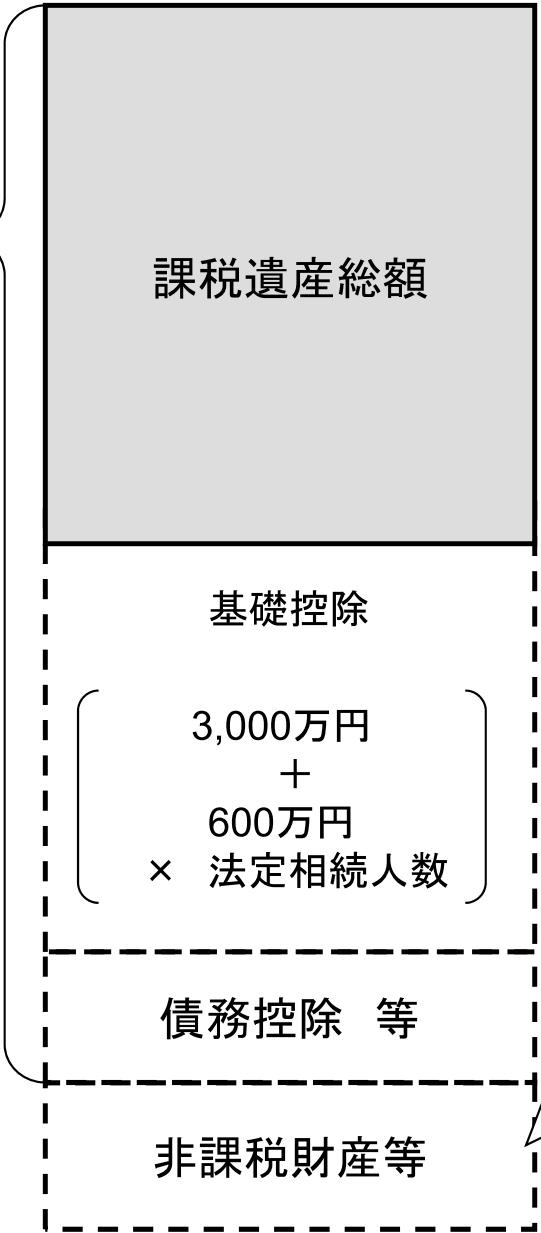
相続税が課税される財産等

相続財産(H28年)
 15.9兆円

〔相続財産の内訳〕

- 土地 : 6.0兆円(38.0%)
- 有価証券 : 2.3兆円(14.4%)
- 現金預金 : 4.9兆円(31.2%)
- その他 : 2.6兆円(16.4%)
(家屋・構築物、生命保険等)

合計 : 15.9兆円



**相続税額の計算
の基礎となる金額**

- 非課税財産

 - 墓所、霊びょう等
 - 死亡保険金・死亡退職金のうち一定の金額
(500万円×法定相続人数)
 - 相続人が、申告期限までに国や公益法人等に贈与(寄附)した相続財産

等

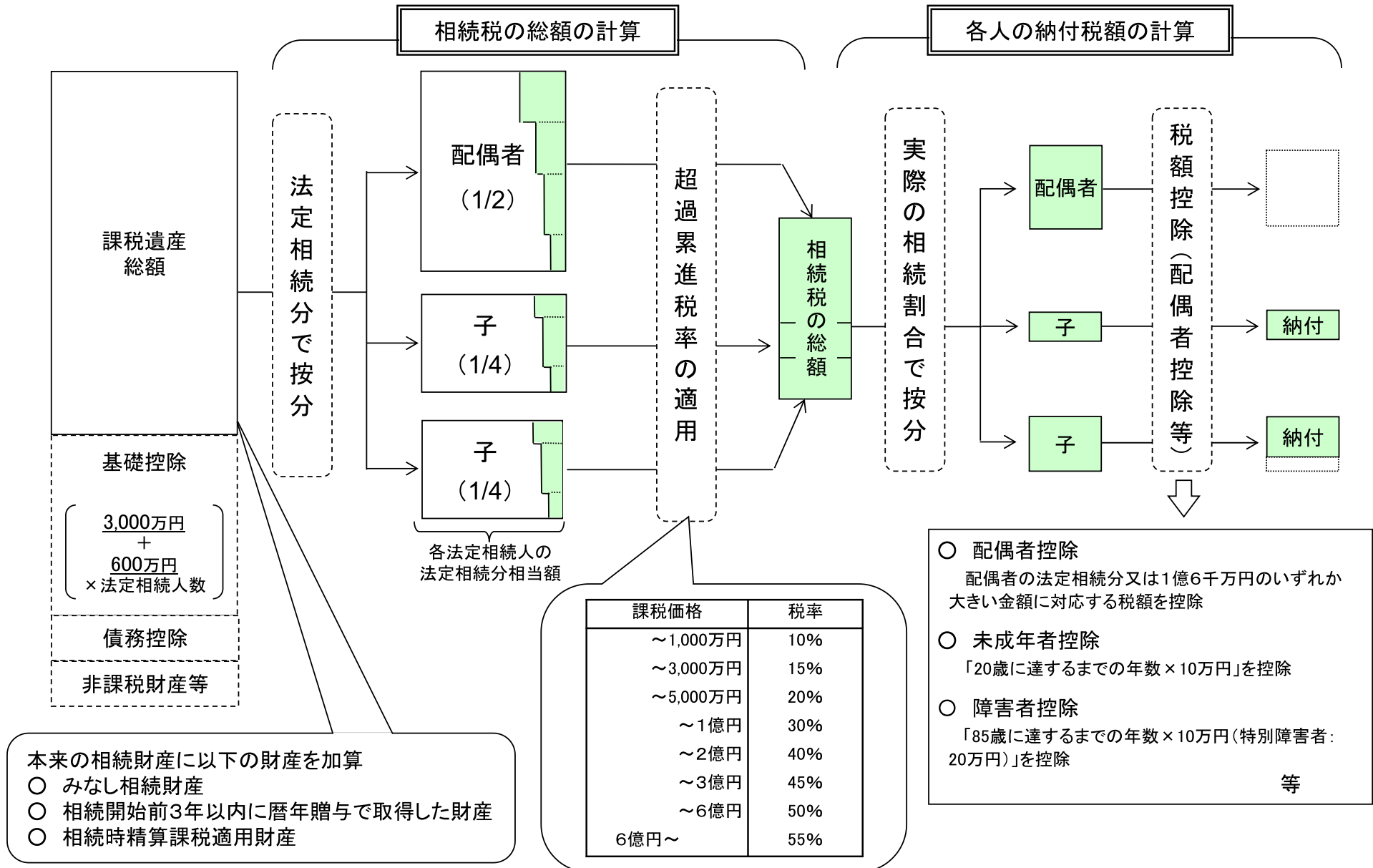
課税価格の減額特例

 - 小規模宅地等の課税の特例
 - ・ 事業用宅地(400㎡まで80%減額等)
 - ・ 居住用宅地(330㎡まで80%減額)

等

相続税の仕組み

○ 我が国では、相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって計算し、それを各人の取得財産額に応じ按分して税額を計算する方式(法定相続分課税方式)が採られている。



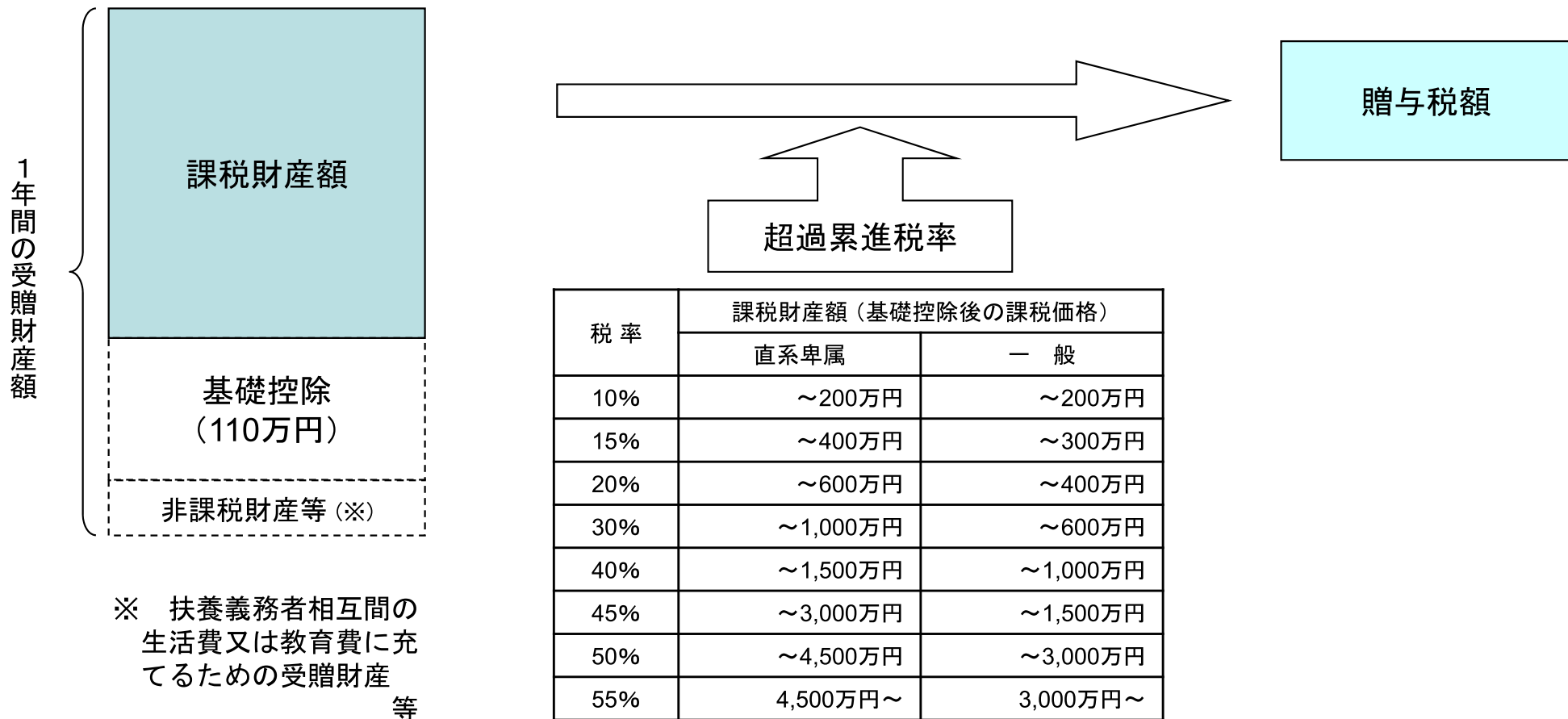
贈与税の概要

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税で、相続税の補完税としての性格を持つ。

課税方法は、受贈者が「暦年課税」又は「相続時精算課税」を選択できる。

なお、「相続時精算課税」は、平成15年度に、次世代への資産移転及びこれによる消費拡大と経済活性化の観点から導入されたもの。

暦年課税の概要



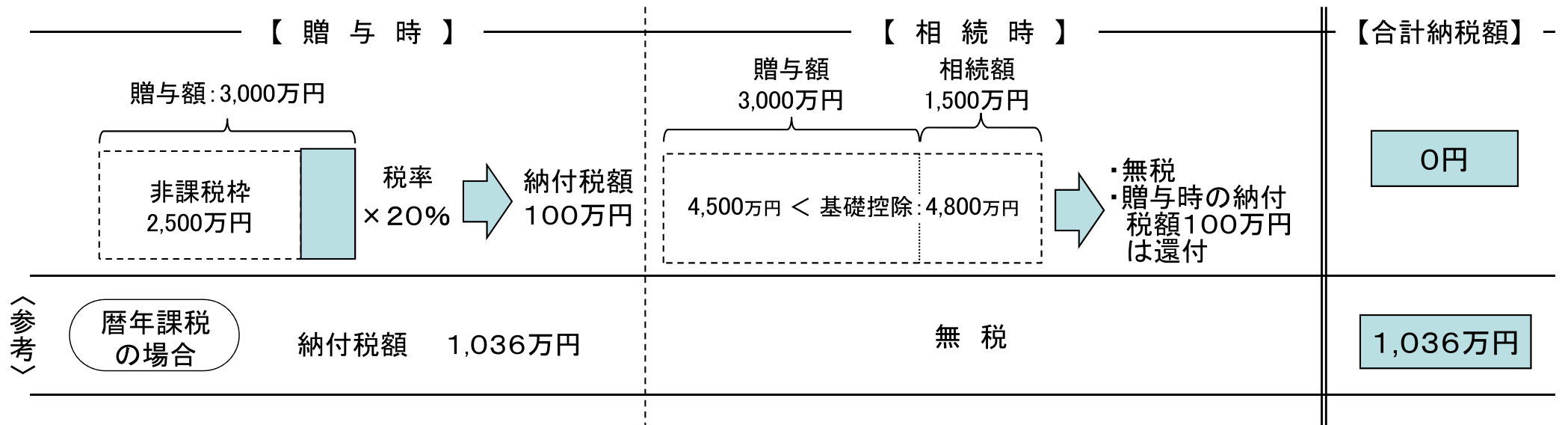
わが国の相続税・贈与税の沿革

年	沿 革
明治 38 年 (創設)	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>遺産課税方式</u>の採用 ○ 家督相続を優遇し、親疎により別税率適用 ○ 相続開始前 1 年以内の贈与財産について相続税の課税価格に加算
昭和 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民法改正(昭和 22 年)で家督相続廃止 → 相続税もこれに伴い家督相続に係る規定を廃止 ○ 贈与者の一生を通ずる累積課税方式の贈与税の創設(贈与者課税)
昭和 25 年 (シャープ勧告)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相続税・贈与税の一本化 ○ 遺産取得課税方式への移行 ○ <u>取得者の一生を通ずる累積課税方式</u>を採用
昭和 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取得者の一生を通ずる累積課税方式の廃止 ○ 相続開始前 2 年以内の贈与は、相続に加算して課税 ○ 贈与のつど毎年課税する贈与税の創設(取得者課税)
昭和 33 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税額の計算方式を<u>法定相続分に応じ計算する方式</u>(相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって計算し、各人の課税価格(取得財産額から取得財産に係る基礎控除額を控除した額)で按分する方式)に見直し ○ 相続開始前 3 年以内の贈与は、相続に加算して課税 ○ 3 年以内に同一人から贈与があった場合の贈与税の累積課税制度(3 年累積課税制度)の導入
昭和 50 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 贈与税の 3 年累積課税制度の廃止
昭和 63 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 抜本改正
平成 15 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>相続税・贈与税の一体化措置(相続時精算課税制度)</u>の導入

相続時精算課税について

- 次世代への資産移転及びこれによる消費拡大と経済活性化の観点から、平成15年度に導入
- 暦年課税との選択制
- 具体的な仕組み
 - ① 贈与時に一旦軽減・簡素化された贈与税を納付（2,500万円までは非課税。2,500万円を超えた部分に一律20%課税。贈与額は相続時まで累積）
 - ② 相続時には、相続財産にこれまで贈与された分も含めて相続税を計算。納付済の贈与税額は相続税額から控除（控除しきれない金額があれば還付）
- 効果（納税者のメリット）
 - ・ 相続税がかからない場合（全相続件数の9割超）：2,500万円まで非課税で贈与を受けることが可能（2,500万円を超える場合に支払った贈与税額は相続時に還付）
 - ・ 相続税がかかる場合：最終的な税負担は、生前贈与をしない場合と基本的に変わらない。ただし、資金ニーズに即したタイミングで贈与を受けることが可能

《計算例》3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合（法定相続人が配偶者と子2人の場合）

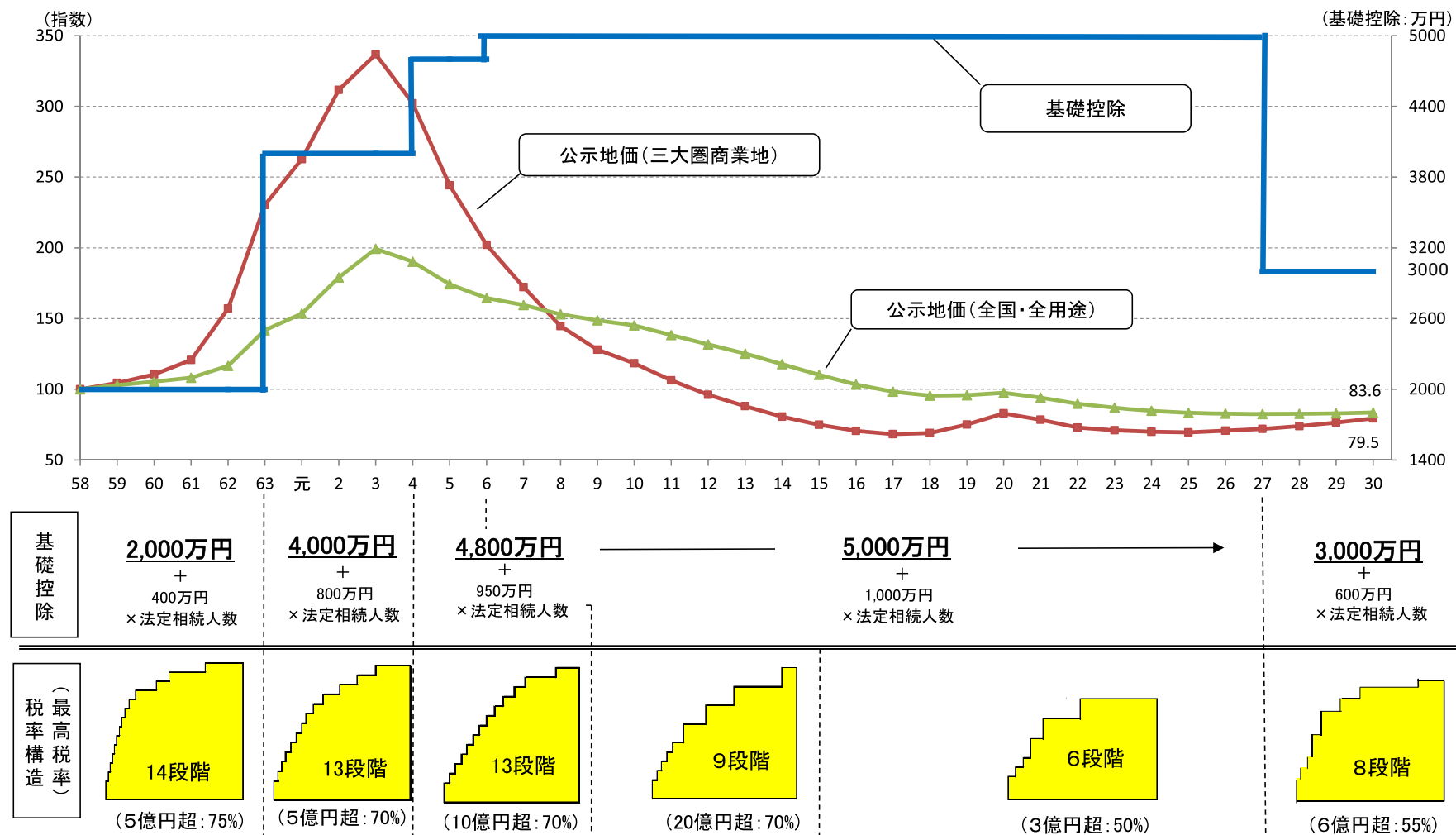


(注1) 相続時精算課税制度を選択できる場合（暦年課税との選択制） 贈与者:60歳以上の者 受贈者:20歳以上の推定相続人及び孫

(注2) 精算課税を選択した場合、暦年課税の基礎控除(毎年110万円)の適用は受けられない。

地価公示価格指数の推移と相続税の改正

- バブル期の地価高騰に伴う負担調整のため、累次に互り基礎控除の引上げ及び最高税率の引下げを実施。
- 平成25年度税制改正において、相続税の再分配機能の回復、格差の固定化の防止等の観点から、基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げを実施。(平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用。)



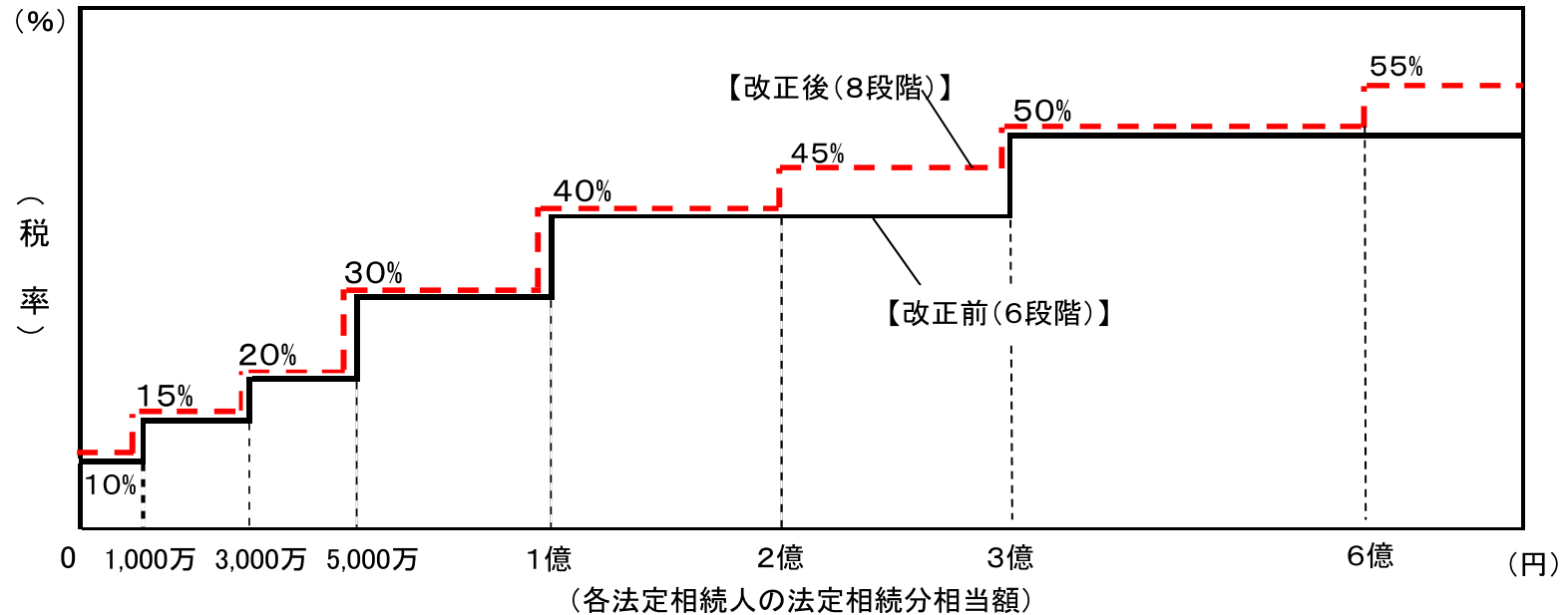
相続税の見直し【平成25年度税制改正】

① 基礎控除の引下げ

【～H26.12.31】
【H27.1.1～】

$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人数}$
→
 $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人数}$

② 税率構造の見直し



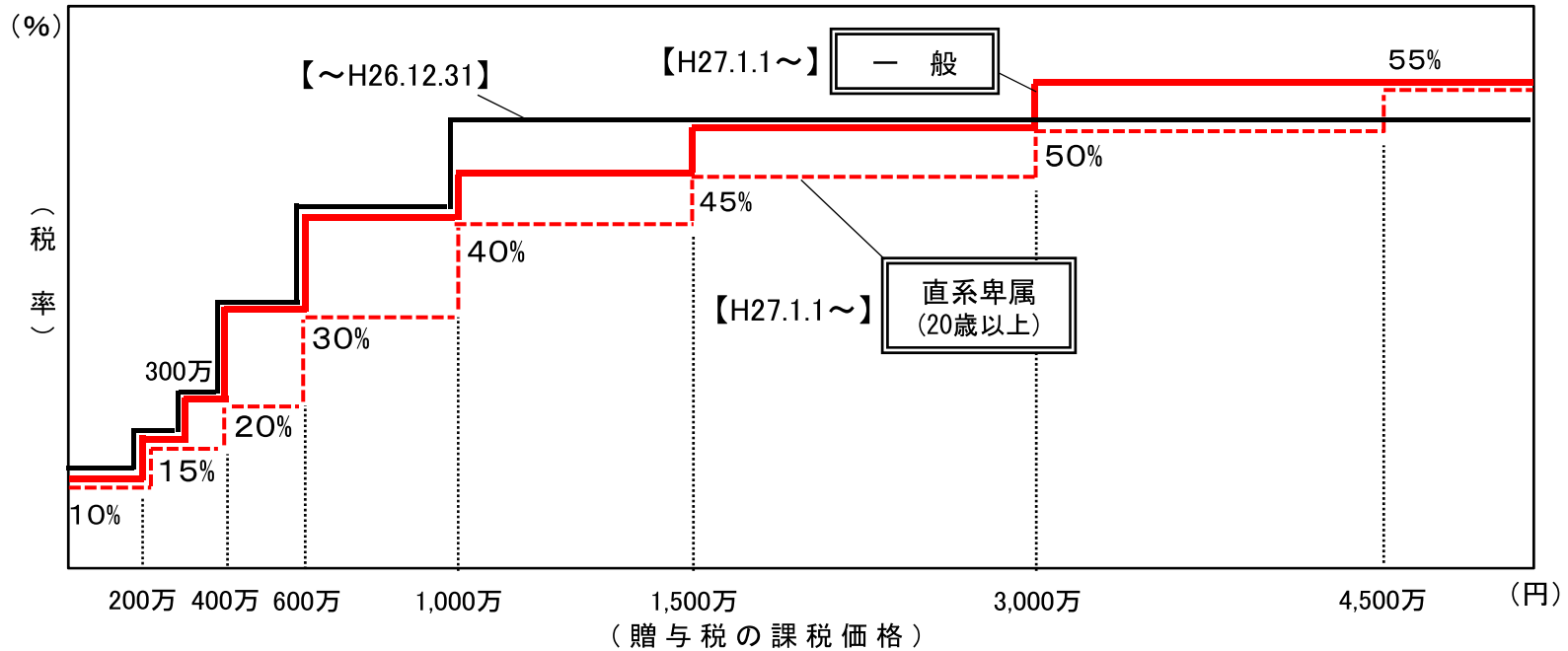
③ 未成年者控除・障害者控除の見直し

【～H26.12.31】
【H27.1.1～】

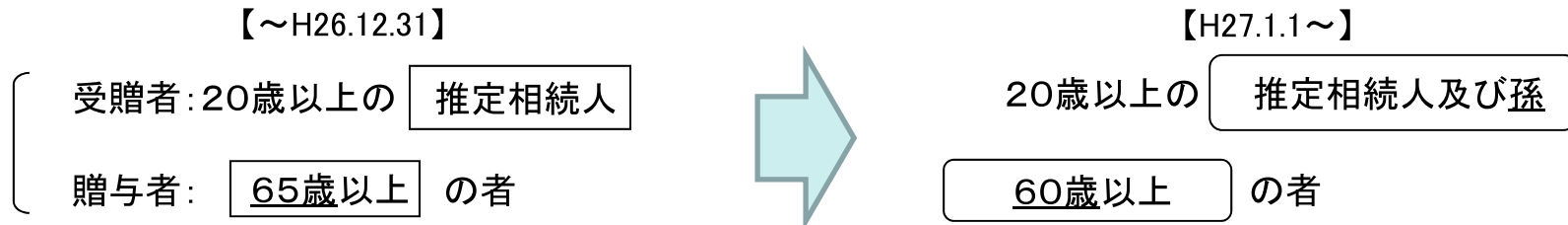
<ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者控除 ・ 障害者控除 	<p><u>6万円</u> × 20歳に達するまでの年数</p> <p><u>6万円(特別障害者:12万円)</u> × 85歳に達するまでの年数</p>	→	<p><u>10万円</u> × 20歳に達するまでの年数</p> <p><u>10万円(特別障害者:20万円)</u> × 85歳に達するまでの年数</p>
---	---	--	---

贈与税の見直し【平成25年度税制改正】

① 税率構造の緩和(暦年課税) : 子や孫等への税率を緩和

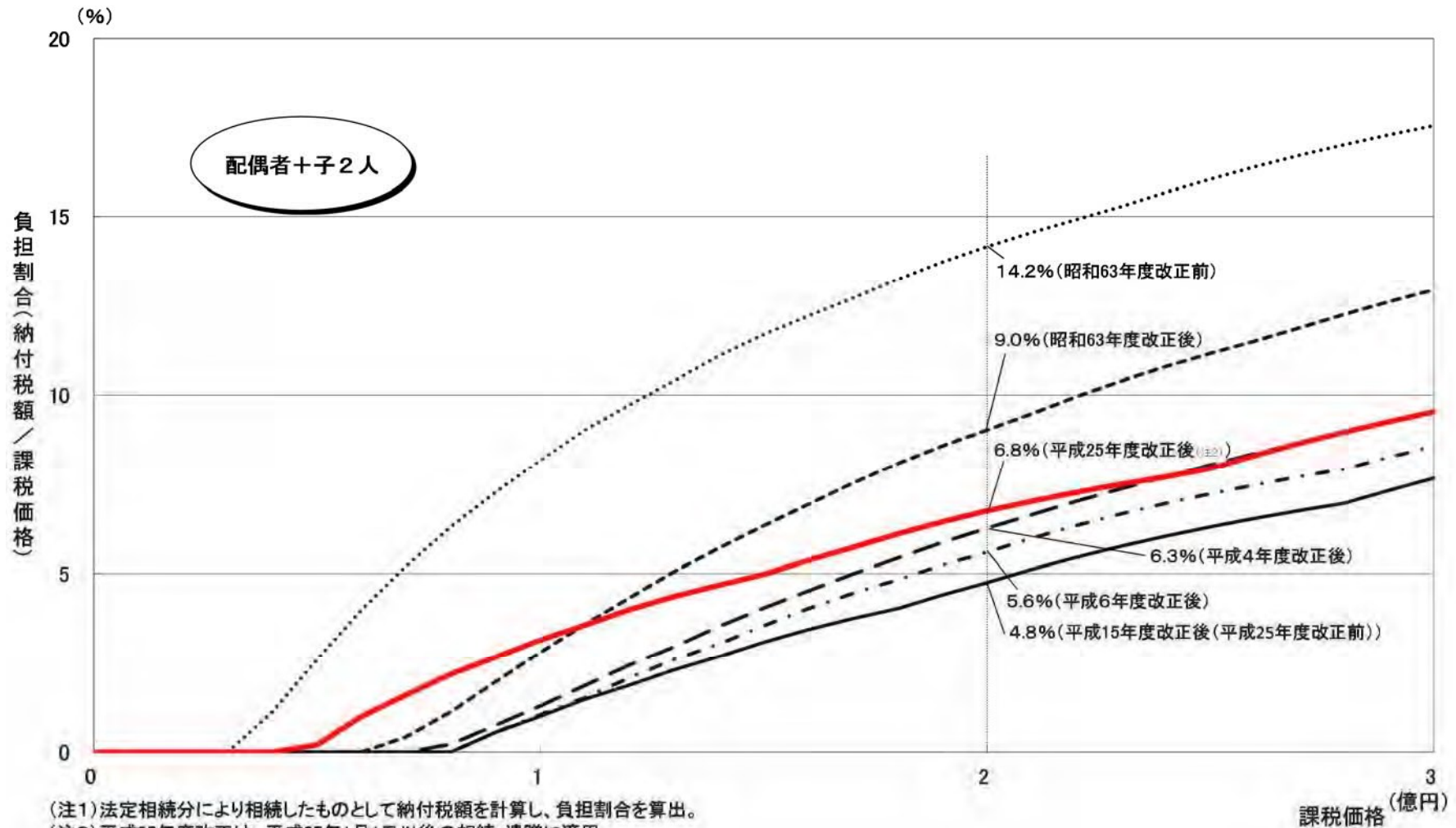


② 相続時精算課税制度の対象者の見直し : 孫への生前贈与をさらに行いやすくする



相続税の負担割合の推移

- バブル期以降の基礎控除の引上げ及び最高税率の引下げにより、負担割合は減少傾向。
- 平成27年1月以降の基礎控除の引下げ、最高税率の引上げ等により、負担割合は増加。
- ⇒ 課税価格2億円の場合、負担割合は4.8%⇒6.8%に。

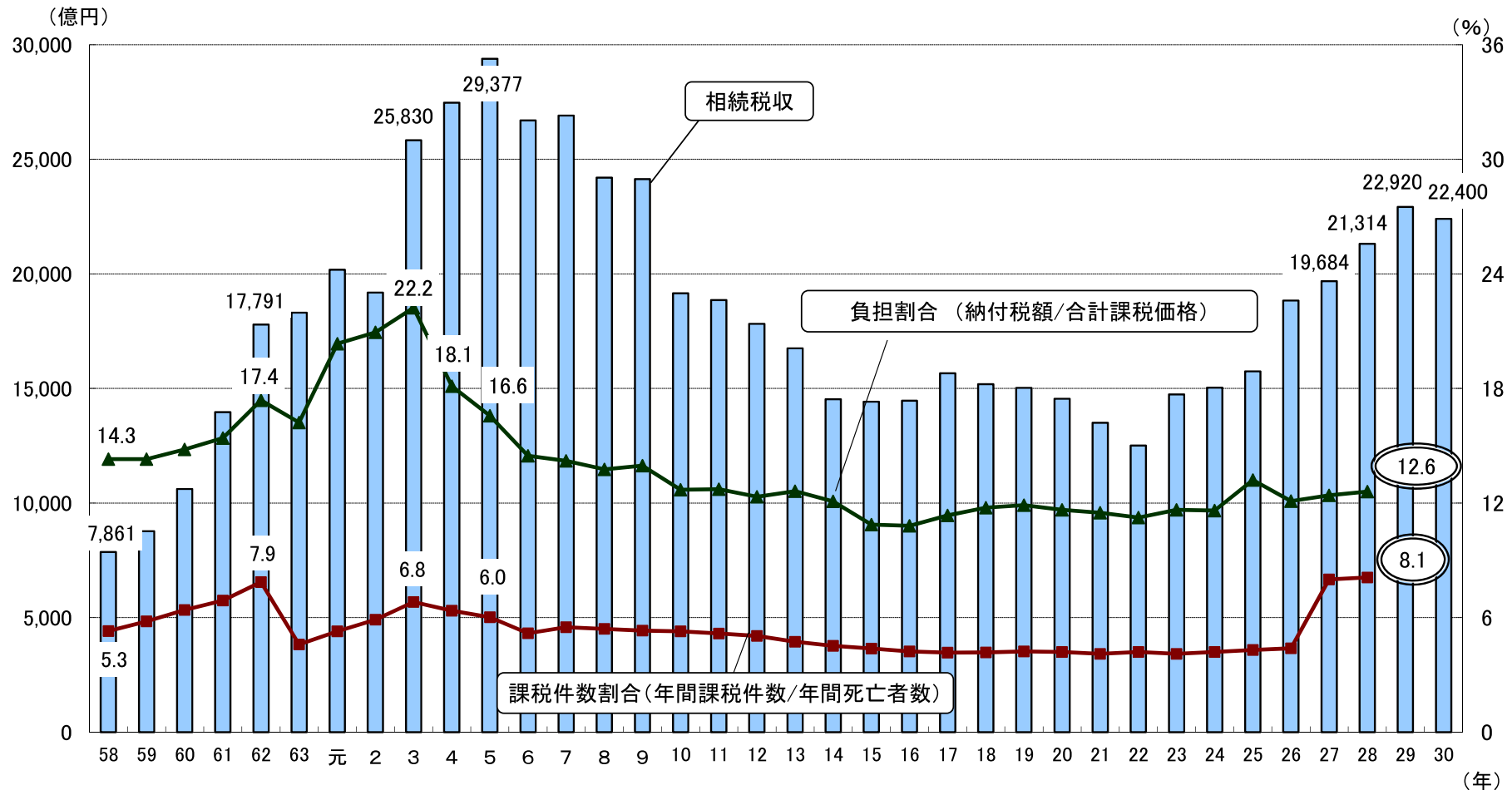


(注1) 法定相続分により相続したのものとして納付税額を計算し、負担割合を算出。

(注2) 平成25年度改正は、平成27年1月1日以後の相続・遺贈に適用。

相続税の課税件数割合、負担割合及び税収の推移

- バブル期以後は、相続税の課税件数割合、負担割合及び納付税額とも減少傾向。
- 平成27年1月以降、基礎控除が引き下がり、最高税率が引き上がった。
- ⇒ その結果、課税件数割合は100人中8人(足元)に増加。



(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む(平成29年度以前は決算額、平成30年度は予算額)。

(注2) 課税件数、納付税額及び合計課税価格は「国税庁統計年報書」により、死亡者数は「人口動態統計」(厚生労働省)による。

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理（抄）

〔 平成 27 年 11 月
政府税制調査会 〕

第 1 部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

Ⅲ. 資産課税の改革にあたっての基本的な考え方

2. 相続税の見直しにあたっての考え方

(1) 資産再分配機能の適切な確保

相続税については、主にバブル期における地価の上昇等に伴い、負担軽減の観点から基礎控除の引上げや税率構造の緩和、居住及び事業の承継等に配慮した各種特例の拡充が行われ、さらに、平成 15 年度税制改正では最高税率の引下げを含む税率構造の緩和が行われた。一方、地価の下落に伴った見直しが行われてこなかったことから、相続税の負担は大幅に緩和され、その資産再分配機能は大きく低下していた。

こうした中、「社会保障と税の一体改革」の一環として、税制全体としての再分配機能の回復を図るため、資産課税についても見直しを行うこととされた。そこで、平成 25 年度税制改正では、相続税の資産再分配機能を回復させるため、基礎控除については、物価・地価が現在と同程度であった昭和 50 年代後半と実質的に同水準まで引き下げるという考え方で見直しが行われた。また、税率構造についても、より高額の遺産取得者を中心に負担を求めるという考え方で見直しが行われた。

このような経緯を踏まえると、今後の相続税のあり方については、

- ① この四半世紀の間の経済社会の構造変化の中で、平成 25 年度税制改正が企図した、資産再分配機能の回復という所期の目的が果たされたか、
- ② 将来の人口動態の変化等も見据えた上で、資産格差が次世代における機会格差につながらないように、資産再分配機能が適切に確保されるか、

との観点から、平成 25 年度税制改正の影響をよく見極めながら、検討していくことが必要である。

(2) 「老後扶養の社会化」の進展を踏まえた遺産の社会還元

上に述べたとおり、充実した社会保障が老後扶養を社会的に支え、高齢者の資産の維持・形成に寄与している。また、「老後扶養の社会化」に伴い増大した社会保障給付は、公費により賄われている割合が高く、その多くが公債発行に依存している。これらを踏まえると、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付を清算するという観点から、相続税の対象の範囲のあり方について、なお検討していくことが考えられる。

また、税を通じた再分配だけではなく、遺産による寄付等を促進するなど、遺産を子・孫といった家族内のみで承継せず、その一部を社会に還元することにより、次世代における機会の平等や世代内の公平の確保等に資する方策を検討することが重要である。

3. 贈与税の見直しにあたっての考え方 — 格差の固定化防止を図りつつ、資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築

贈与税については、相続税の課税回避を防止する観点から、相続税に比べて高い税負担水準が設定されてきた。しかし、高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期が大幅に遅くなったため、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となった。このため、平成15年度税制改正において、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。

直近では、デフレ脱却・経済再生を早期に実現するという観点から、高齢者が保有する資産の早期移転を促すため、時限措置として各種の非課税措置が設けられている。これらの措置は、資産が子・孫といった家族内のみで非課税で承継され、格差の固定化につながりかねない面もあることから、今後、期限の到来を見据えて、見直しを行っていく必要がある。

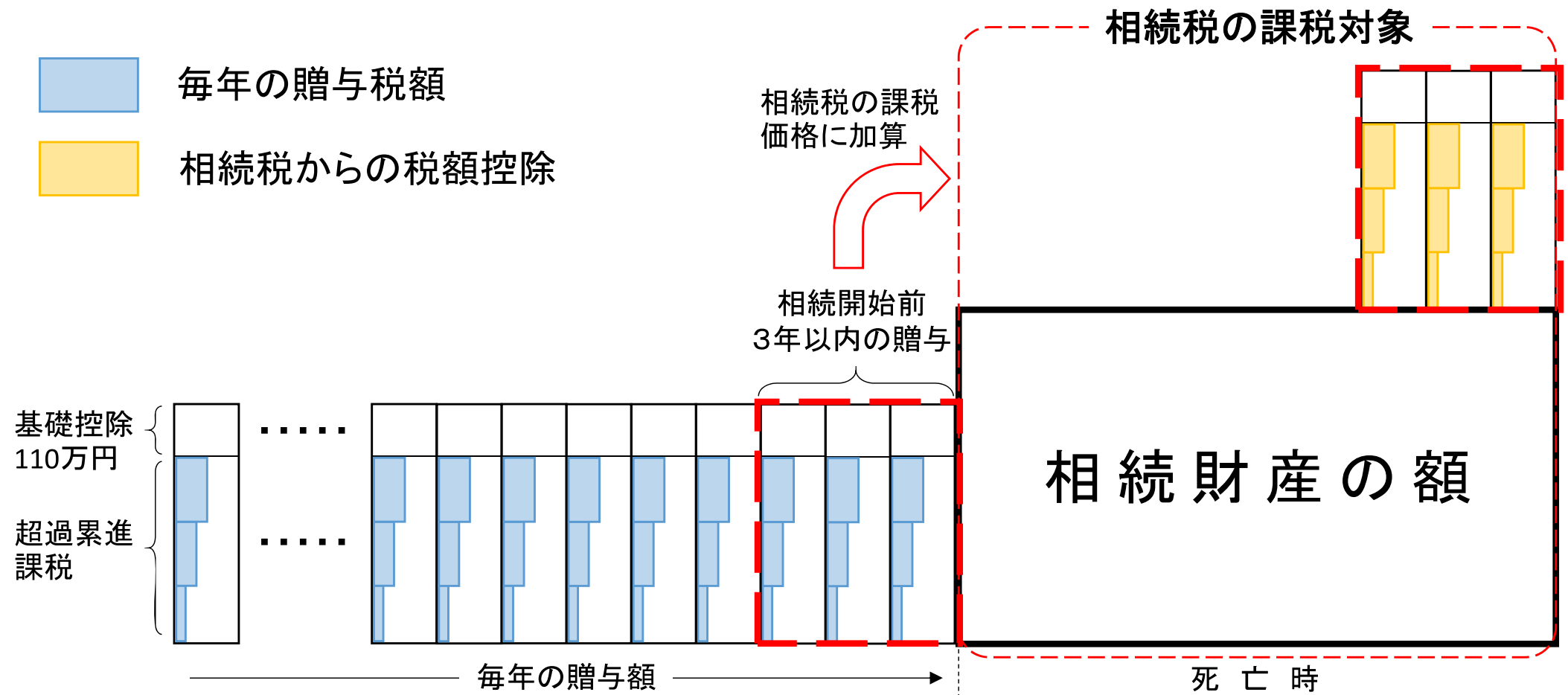
その際、高齢者の資産保有が増加し、「老老相続」が一層進んでいる現状を踏まえると、贈与税については、資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築について、相続税との関係も含め、さらに幅広く検討していく必要がある。

3. 我が国と諸外国の 相続・贈与に関する税制の比較

日本の現行制度（暦年贈与）

相続時精算課税との
選択制

- 相続税の課税回避（累進回避）を防止する観点から、相続税とは別に高い税率の贈与税を暦年単位で課税
- 贈与
⇒ 暦年課税による受贈者課税（基礎控除110万円、超過累進課税）
- 遺産額＋相続開始前3年以内の贈与
⇒ 相続税（基礎控除3,000万円＋600万円×法定相続人数、法定相続分課税方式による超過累進課税）
⇒ 相続開始前3年以内の贈与について支払った贈与税は税額控除

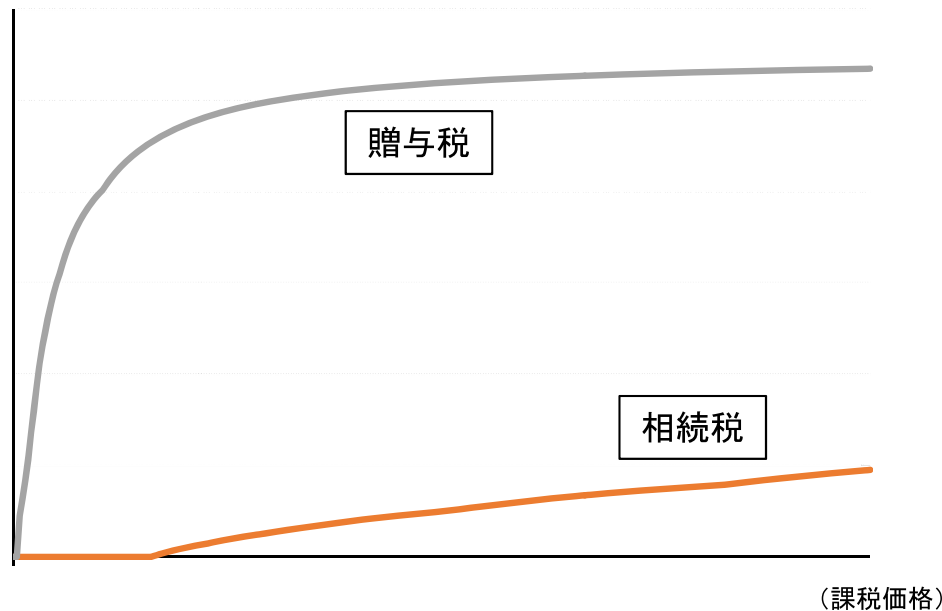


相続税と贈与税の関係

- 我が国の贈与税は、相続税の課税回避(累進回避)を防止する観点から、相続税に比べて高い税負担水準が設定されてきた。
- 他方、アメリカ(遺産課税方式)、ドイツ、フランス(いずれも遺産取得課税方式)では、相続税と贈与税が一体化した累進課税型となっている。

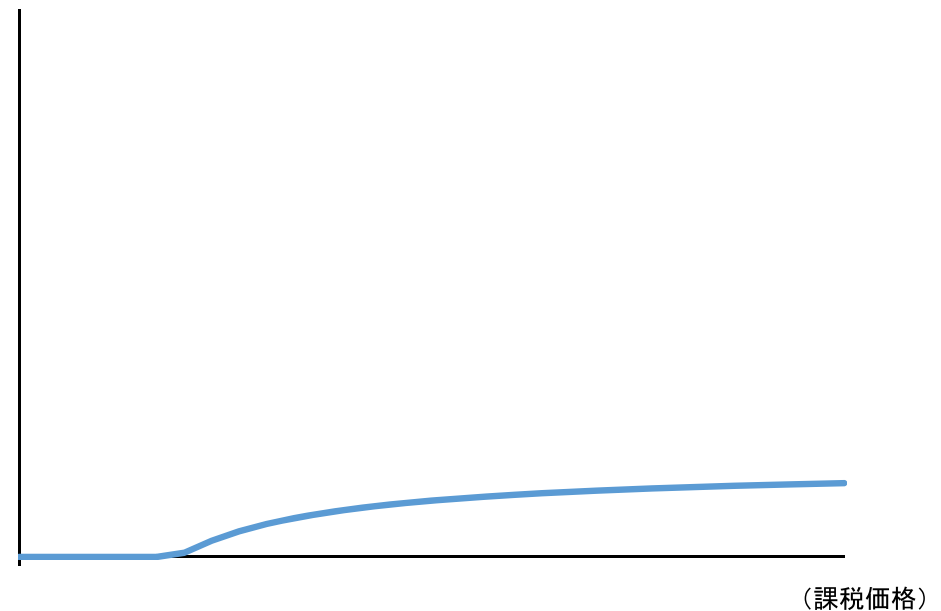
日本の相続税・贈与税

(負担割合)



(参考)ドイツ、フランスなど

(負担割合)



(注1) 「負担割合」とは、納付税額／課税価格をいう。

(注2) 相続税では、法定相続人は配偶者及び子2人とし、法定相続分により相続したものとして納付税額を計算して、負担割合を算出(配偶者控除の適用あり)。

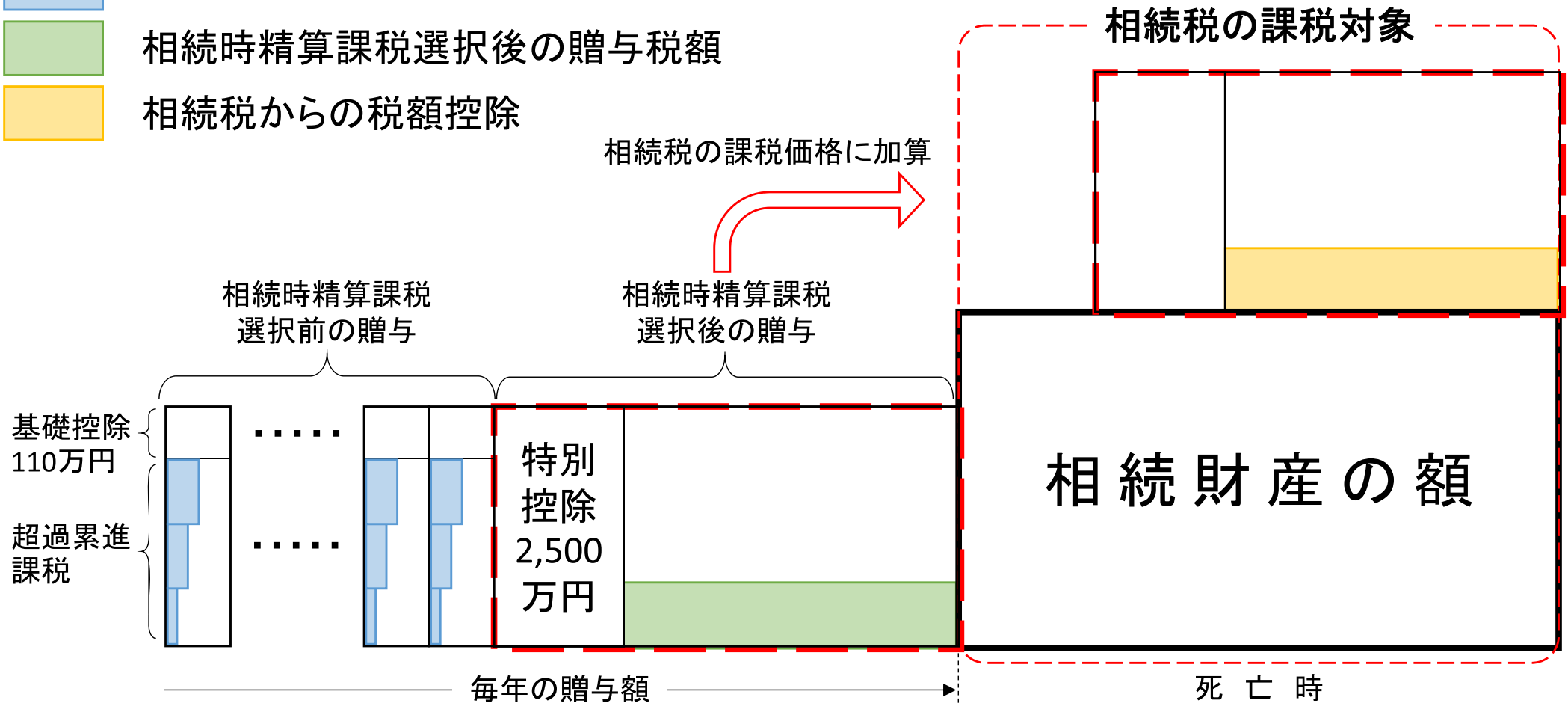
(備考) 邦貨換算レート: 1ドル=113円、1ユーロ=132円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成30年(2018年)1月中適用)。端数は四捨五入。

日本の現行制度（相続時精算課税）

暦年贈与との
選択制

- 暦年ごとの贈与税との選択制で、選択後の累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税
- 贈与（贈与者60歳以上、受贈者20歳以上）
⇒相続時精算課税の選択後は生涯累積による受贈者課税（特別控除2,500万円、税率20%）
- 遺産額＋相続時精算課税の選択後の生涯累積贈与
⇒相続税（基礎控除3,000万円＋600万円×法定相続人数、法定相続分課税方式による超過累進課税）

- 相続時精算課税選択前の贈与税額
- 相続時精算課税選択後の贈与税額
- 相続税からの税額控除



米国の現行制度

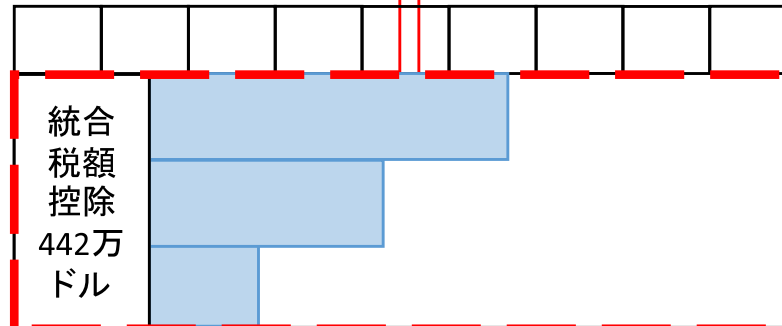
- 生涯に亙る累積贈与額と遺産額に対して、遺産税を一体的に課税
- 贈与 **【累積課税】**
⇒生涯累積による贈与者課税(年間控除1.5万ドル、統合税額控除442万ドル、超過累進課税)
- 遺産額+生涯累積贈与
⇒遺産税(統合税額控除442万ドル、遺産課税方式による超過累進課税)
⇒贈与に係る贈与税相当額(既に行った贈与に対し死亡時の税率表を適用)は税額控除
- 統合税額控除442万ドルは遺産税・贈与税共通 **【高額の統合税額控除】**
※贈与税に100万ドルの税額控除が充てられた場合、遺産税に充てられる税額控除は342万ドルとなる。

累積課税による贈与税額
 遺産税からの税額控除

贈与があった年は、
 「その年までの累積贈与額に対する課税額」から
 「前年までの累積贈与額に対する課税額」を
 控除した額を納付

年間控除
1.5万ドル等

累積課税
による超過
累進課税

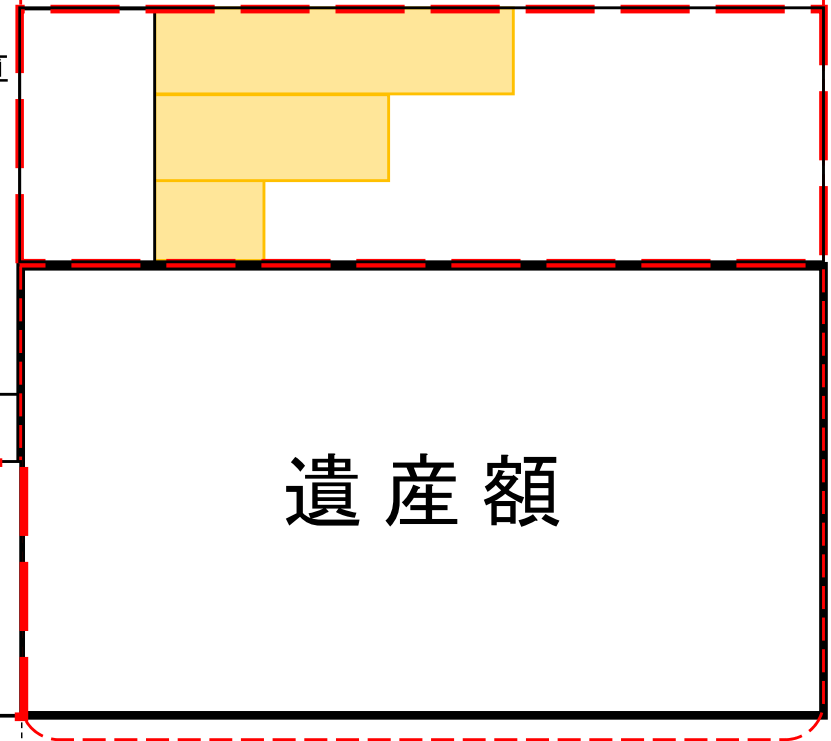


毎年の贈与額

遺産税の課税価格に加算

生涯贈与(年間控除等を除く)

遺産税の課税対象



遺産額

死亡時

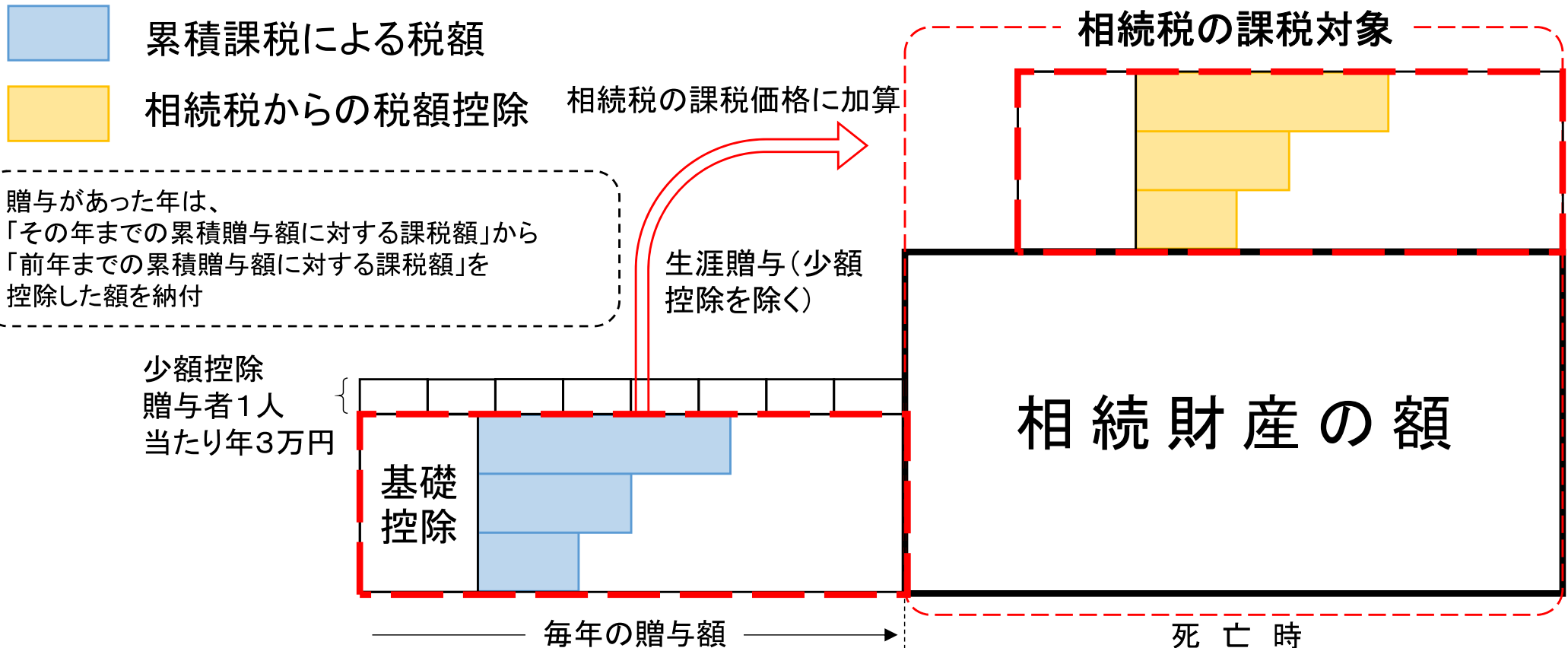
シャウプ勧告に基づく制度

(S25~27)

- 生涯に亙る累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税
- 贈与 **【累積課税】**
⇒生涯累積による受贈者課税(少額控除3万円(年間、贈与者1人当たり)、基礎控除(一生を通じた合計)15万円、遺産取得課税方式による超過累進課税)
- 遺産額(※1) + 生涯累積贈与(少額控除を除く)
⇒相続税(基礎控除(一生を通じた合計)15万円、遺産取得課税方式による超過累進課税)

※1 遺産額にも少額控除を適用可能。

※2 その後、昭和27年度税制改正において基礎控除額の引上げ(15万円⇒30万円)等が行われている。



ドイツの現行制度

- 10年間の累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税
- 贈与 **【累積課税】**
⇒10年累積による受贈者課税(累積控除は贈与者との関係性による、単純累進課税)
- 遺産額+相続開始前10年以内の贈与
⇒相続税(累積控除は被相続人との関係性による、遺産取得課税方式による単純累進課税)

■ 累積課税による贈与税額

■ 相続税からの税額控除

贈与があった年は、
「その年までの10年間の累積贈与額に対する課税額」から
「前年までの9年間の累積贈与額に対する課税額」を控除した額を納付

相続税の課税価格に加算

相続開始前10年以内の贈与

相続税の課税対象

相続財産の額

累積
控除

——— 毎年の贈与額 ——→

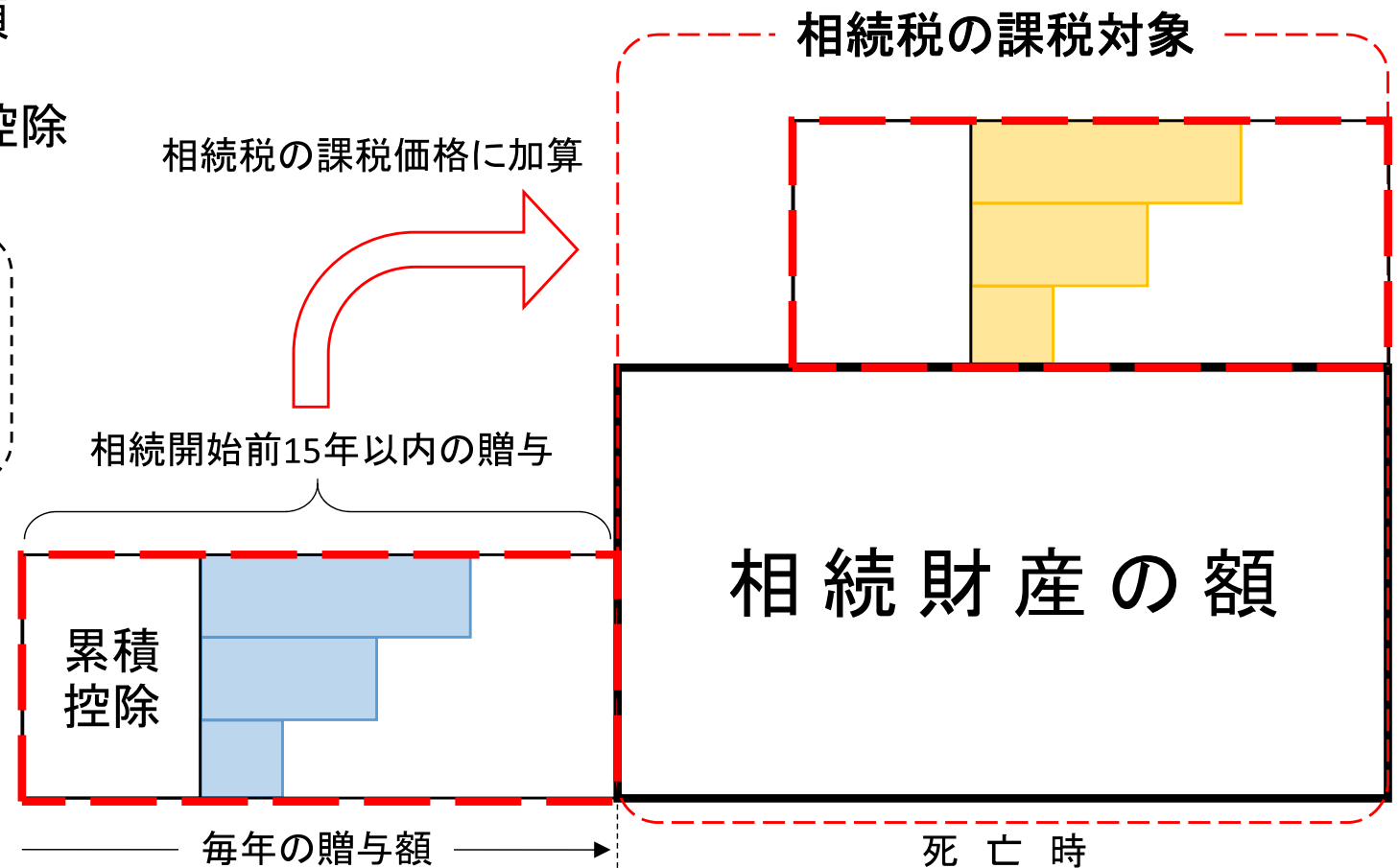
死亡時

フランスの現行制度

- 15年間の累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税
- 贈与 **【累積課税】**
⇒15年累積による受贈者課税(累積控除は贈与者との関係性による、超過累進課税)
- 遺産額+相続開始前15年以内の贈与
⇒相続税(累積控除は被相続人との関係性による、遺産取得課税方式による超過累進課税)

■ 累積課税による税額
■ 相続税からの税額控除

贈与があった年は、
「その年までの15年間の累積贈与額に対する課税額」から
「前年までの14年間の累積贈与額に対する課税額」を控除した額を納付



相続・贈与に関する課税方式の諸外国の比較

相続・贈与に関する税制

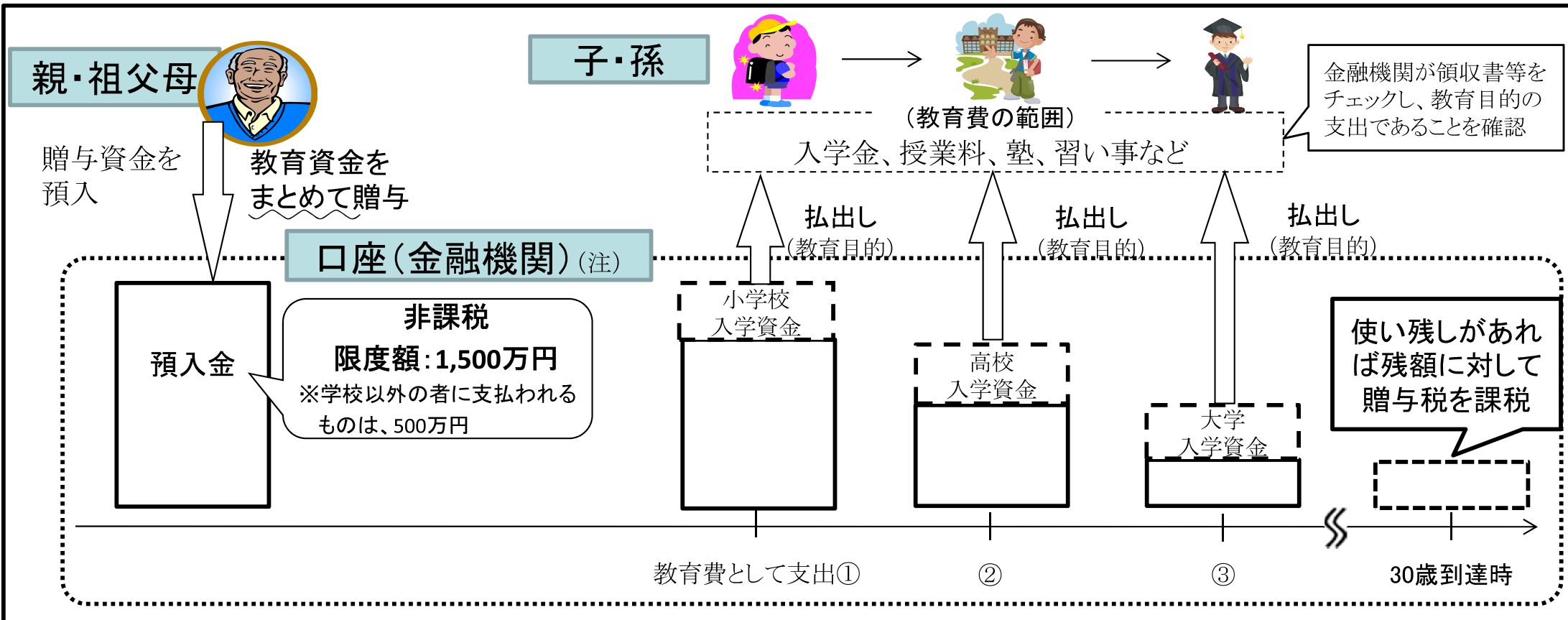
	相続・贈与に関する税制
日本	<ul style="list-style-type: none"> • 法定相続分課税方式を採用 <ul style="list-style-type: none"> ① 課税時にすべての相続人の相続(受贈)額を共有する必要 ② 相続人数の変動が他の相続人の課税額に変動を及ぼす • 贈与税については、相続税の課税回避(累進回避)を防止する観点から、相続税に比べて高い税負担水準が設定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期が大幅に遅くなったため、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となった • このため、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>相続時精算課税制度の枠内では、生涯の税負担が資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的(ただし当該制度は選択制)</u> • 相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 独、仏と比較すると短い加算期間
米国 シャープ税制	<ul style="list-style-type: none"> • 米国は遺産課税方式、シャープ税制は遺産取得課税方式を採用 • 生涯に亙る累積贈与額と遺産(相続財産)の額に対して、遺産税(相続税)を一体的に課税(贈与と相続は一体化) • <u>生涯の税負担が資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 資産の移転時期を操作することによる累進回避ができない • ただし少額の年間控除が設けられている
独、仏	<ul style="list-style-type: none"> • 遺産取得課税方式を採用 • 一定(10又は15年)の累積期間内の贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税(贈与と相続は一体化) • <u>一定の累積期間内では税負担は資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一定の累積期間内では資産の移転時期を操作することによる累進回避ができない

4. 贈与税の特例

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(平成25年からの措置)

制度の概要

- 親・祖父母(贈与者)は、金融機関(注)に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出。
この資金について、子・孫ごとに1,500万円を非課税とする。
- 受贈者:子・孫(0歳~30歳、所得要件なし)
- 贈与者死亡の場合でも、その時点の残高を相続財産に加算しない。
- 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの措置。



(注) 金融機関とは、信託銀行、銀行等及び証券会社をいう。

(参考) 平成30年3月末時点の実績 契約件数: 19万4,336件、信託財産設定額: 約1兆3,735億円

「教育資金」の範囲について

1. 「学校等」に直接支払われる入学金、授業料 その他の金銭 (1,500万円枠)

・「学校等」とは、以下のとおり。

学校教育法に規定する幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校。その他これらに類する施設。(※)

(※) これらに類する施設として、認定こども園、保育所等がある。

・上記の者に対して支払われる、教育に係る役務の提供への対価又は教育を受けるに当たり通常必要とされる物品の購入費。

(※) 例えば、施設整備費、教育充実費、修学旅行・遠足費が含まれる。学校等に直接支払われない下宿代は含まれない。

2. 「学校等以外の者」に教育に関する役務の 提供等の対価として直接支払われる金銭 (500万円枠)

・対象となる金銭は以下のとおり。

学習活動、スポーツ、文化芸術に関する活動、その他教養の向上のための活動にかかる教育指導として社会通念上認められるものへの対価。

(※) ・学習塾、予備校など

・文化芸術活動(楽器、舞踏、絵画など)

・スポーツ活動(水泳、野球、サッカー、テニス、武道、体操など)

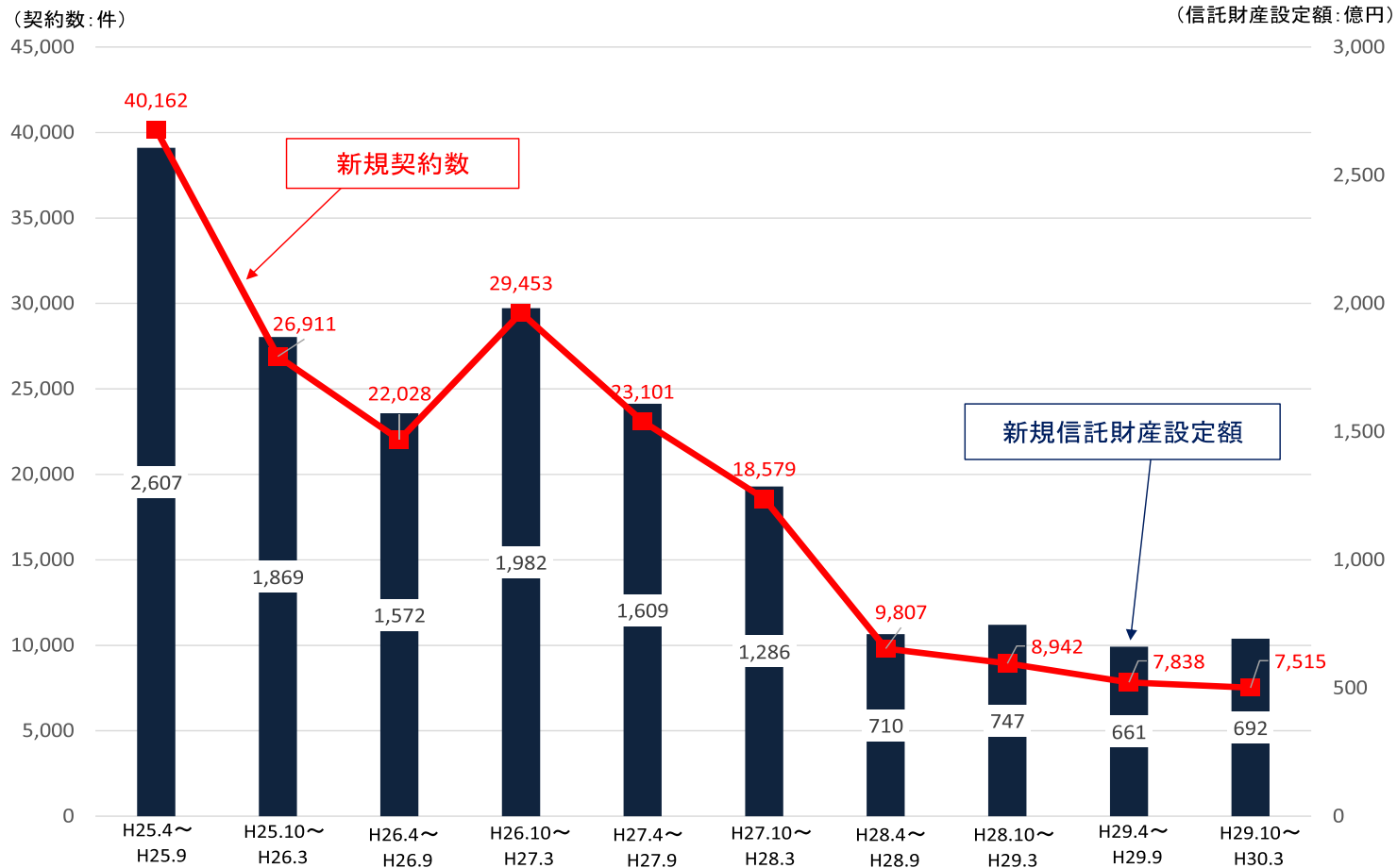
・その他教養(習字、そろばん、外国語会話など)

(※) 通学定期代、入学に伴う転居に要する費用、留学先への渡航費が含まれる。

(注) 上記1及び2の合計で1,500万円までが非課税。

教育資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ194,336件、1.37兆円。
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で15,353件、0.14兆円（H30.3時点）。

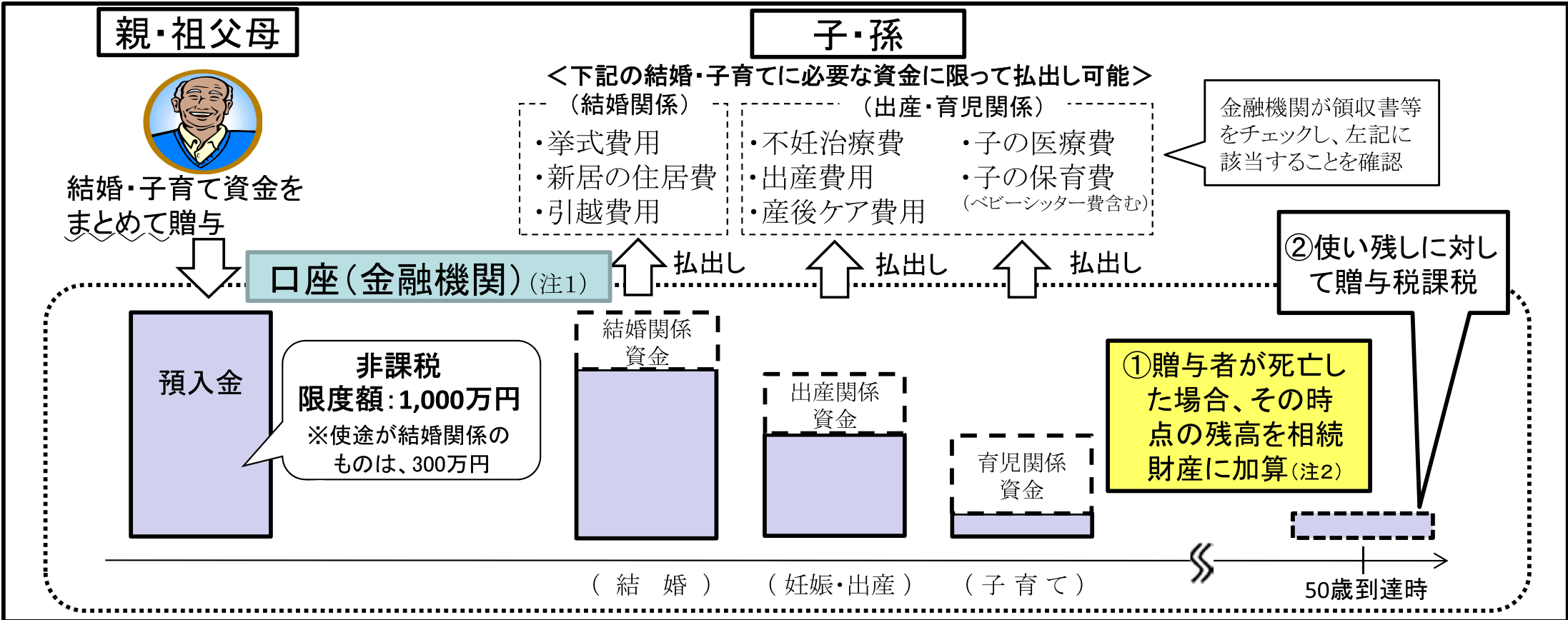


(注) 信託協会公表の実績による。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(平成27年からの措置)

制度の概要

- 親・祖父母(贈与者)は金融機関(注1)に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円を非課税とする。
- 受贈者:子・孫(20歳~50歳、所得要件なし)
- 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する。
- 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの措置。



(注1) 金融機関とは、信託銀行、銀行及び証券会社をいう。(注2)相続税の計算をする場合、孫等への遺贈に係る相続税額の2割加算の対象としない。
 (参考) 平成30年3月末時点の実績 契約件数:5,343件、信託財産設定額:約151億円

「結婚・子育て資金」の範囲について

1. 結婚に際して支払う金銭

(300万円枠)

- ・ 対象となる金銭は次のような金銭をいう。
 - 挙式費用、衣装代等の婚礼(結婚披露)費用
(婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの)
 - 家賃、敷金等の新居費用、転居費用(一定の期間内に支払われるもの)

2. 妊娠、出産及び育児に要する金銭

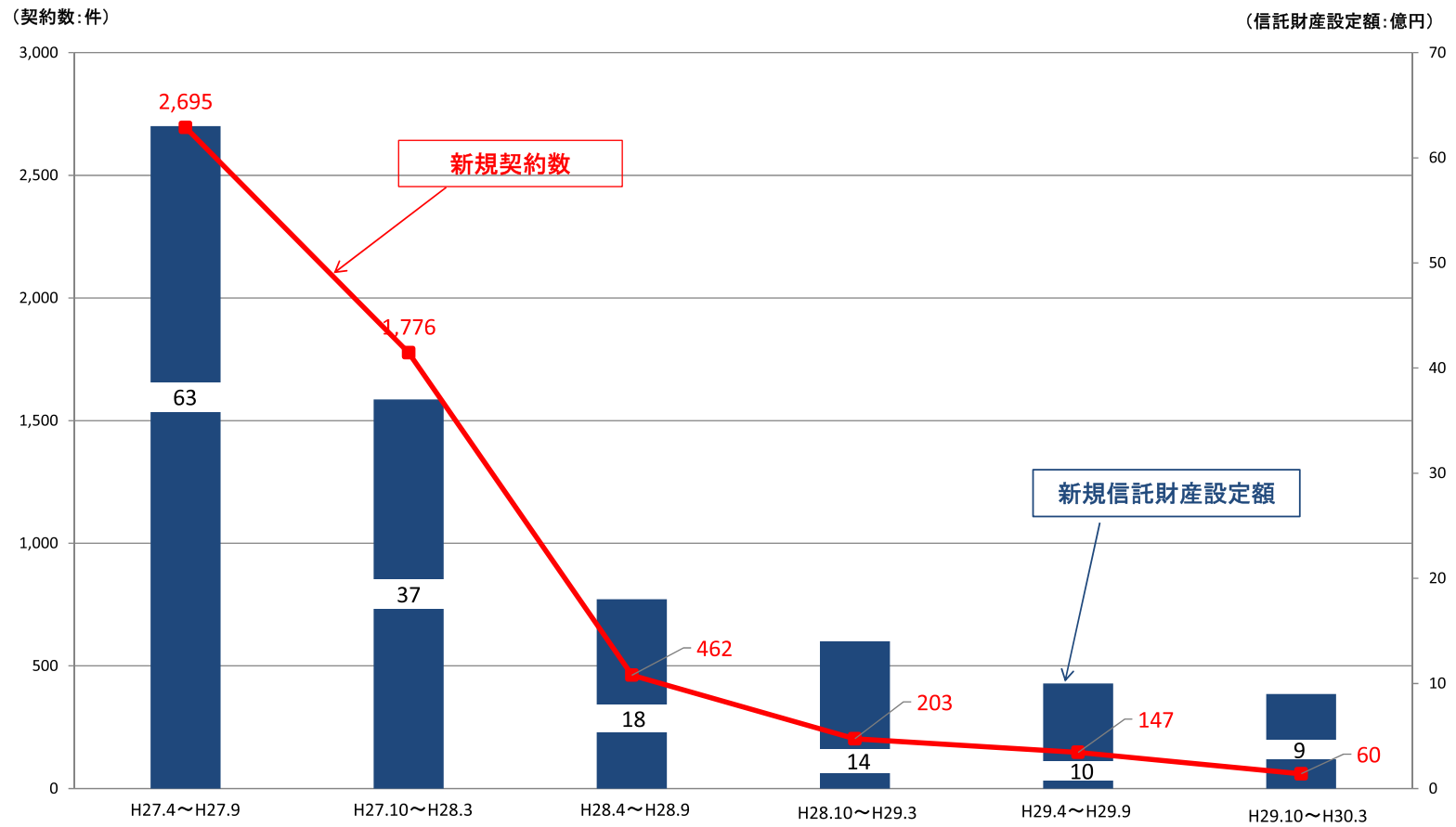
(1,000万円枠)

- ・ 対象となる金銭は次のような金銭をいう。
 - 不妊治療・妊婦健診に要する費用
 - 分べん費等・産後ケアに要する費用
 - 子の医療費、幼稚園・保育所等の保育
(ベビーシッター代を含む)など

(注)上記1及び2の合計で1,000万円までが非課税。

結婚・子育て資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ5,343件、152億円。
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で207件、19億円（H30.3時点）。



※信託協会公表の実績による。

参 考 资 料

主要国における相続税の概要

(2018年1月現在)

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
課 税 方 式	法定相続分課税方式 (併用方式)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
最 低 税 率	10%	18%	40% ^(注4)	7% 続柄の親疎により、 税率は3種類(最高 税率 50%) ^(注6)	5% 続柄の親疎により、 税率は4種類(最高 税率 60%) ^(注6)
最 高 税 率	55%	40%		30%	45%
税率の刻み数	8	12	1 ^(注4)	7	7
基礎控除等	3,000万円 +600万円×法定相続人数 (別途、配偶者の税額を控除)	^(注2、3) 基礎控除: 1,118万ドル (12.6億円) 配偶者: 免税	^(注4、5) 基礎控除: 32.5万ポンド (4,843万円) 配偶者: 免税	配偶者 ^(注7、8、10) : : 75.6万ユーロ (9,979万円) 子 ^(注8、9、10) : 40万ユーロ (5,280万円)	配偶者(免税) ^(注8、10) 直系血族: 10万ユーロ (1,320万円)
累積制度	相続前3年間に ^(注1) 贈与された財産	相続前(全期間)に 贈与された財産	相続前7年間に 贈与された財産 ^(注4)	相続前10年間に 贈与された財産	相続前15年間に 贈与された財産

- (注1) 相続時精算課税制度を選択している場合には、その選択後、相続開始までにその被相続人から贈与された財産が累積される。
- (注2) アメリカの基礎控除は、贈与税と遺産税に共通な生涯累積分の基礎控除であり、毎年インフレ調整が行われる。
- (注3) アメリカでは、遺産税の計算において、生前に贈与された全ての財産価額を遺産価額に累積・合算して税額を計算する(過去の納付贈与税額は、遺産税額から控除可)。贈与税にかかる年間の控除額(受贈者1人あたり1.5万ドル(170万円))を贈与財産の価額から控除した額について、遺産価額に合算する。
- (注4) イギリスの相続税率は原則40%。ただし、贈与のうち一定の信託への譲渡等については税率20%で課税されるが、個人間の贈与等については贈与時には課税されず、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される(贈与後7年を経過した財産については非課税)。なお、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から贈与税にかかる年間の控除額(贈与者1人あたり3,000ポンド(45万円)、残額は翌年度にのみ繰り越し可)を控除した残額を、相続財産価額に合算する。
- (注5) イギリスでは、居住している住宅やその持ち分を直系子孫が相続する場合は、基礎控除が10万ポンド(1,490万円)加算される(ただし、相続財産総額が200万ポンド(2億9800万円)を超える場合、超過額1ポンドにつき0.5ポンドずつ同加算額が逡減する)。
- (注6) ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は直系血族の税率によった。
- (注7) ドイツでは、配偶者に対する相続において、剰余調整分(婚姻中における夫婦それぞれの財産増加額の差額の2分の1)が非課税になるほか、基礎控除50万ユーロ(6,600万円)及び特別扶養控除25.6万ユーロ(3,379万円)が認められる。
- (注8) ドイツ及びフランスでは、ドイツについては贈与後10年以内、フランスについては贈与後15年以内に贈与者が死亡した場合、各期間中に贈与された財産の価額を相続財産価額に累積・合算して税額を計算する(各累積期間中の納付贈与税額については、相続税額から控除可)。
- (注9) ドイツでは、子に対する相続において、基礎控除40万ユーロ(5,280万円)のほか、27歳以下の子には10,300ユーロ(136万円)~52,000ユーロ(686万円)の特別扶養控除が認められる。
- (注10) ドイツでは両親や兄弟姉妹等に対して、フランスでは兄弟姉妹等に対しても、一定額の基礎控除が存在する。
- (備考1) 遺産課税方式は、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、遺産取得課税方式は、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。
- (備考2) 邦貨換算レートは、1ドル=113円、1ポンド=149円、1ユーロ=132円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成30年(2018年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

主要国における贈与税の概要

(2018年1月現在)

	日本		アメリカ	イギリス ^(注6)	ドイツ	フランス
	暦年課税	相続時精算課税				
納税義務者	受贈者	受贈者 ^(注3)	贈与者	贈与者	受贈者	受贈者
税率	最低税率	10%	18%	—	7%	5%
	最高税率	55% ^(注1)	40%		30%	45%
	税率の刻み数	8 ^(注1)	1		12	7
累積制度	なし	あり(過去全て)	あり(過去全て)	あり(過去7年分)	あり(過去10年分)	あり(過去15年分)
相続財産への合算	過去3年分	精算課税適用分	過去全て	過去7年分	過去10年分	過去15年分
基礎控除等	基礎控除(年間) ^(注2) :110万円	特別控除(累積) ^(注2) :2,500万円	(生涯累積:遺産税と共通) ^(注4、5) 1,118万ドル(12.6億円) 配偶者:免税	(7年累積:相続税と共通) ^(注7) 32.5万ポンド (4,843万円) 配偶者:免税	(10年累積:相続税と共通) ^(注9) ・配偶者:50万ユーロ (6,600万円) ・子:40万ユーロ (5,280万円) 等	(15年累積:相続税と共通) ^(注9) ・配偶者:80,724ユーロ (1,066万円) ・直系血族:10万ユーロ (1,320万円) 等

(注1)直系尊属から20歳以上の者への贈与とそれ以外の贈与とで税率が異なる。

(注2)日本の暦年課税の基礎控除の本則は60万円であり、相続時精算課税の特別控除は限度金額まで複数回にわたって使用可能である。

(注3)日本の相続時精算課税は、60歳以上の者から贈与を受けた20歳以上の子及び孫が適用可能であり、一度適用すると、その贈与者からの贈与には暦年課税を適用できない。

(注4)アメリカでは、贈与・相続時点までに贈与者が贈与した全ての財産価額を累積・合算して税額を計算する(過去の納付贈与税額は、贈与税・遺産税額から控除可)。贈与財産の価額から年間の控除額(受贈者1人あたり15,000ドル(170万円))を控除した額について、贈与財産価額・遺産価額に合算する。

(注5)アメリカでは、生涯累積分の基礎控除と年間の控除額について毎年インフレ調整が行われる。

(注6)イギリスでは、贈与のうち一定の信託への譲渡等については税率20%で課税されるが、個人間の贈与等については贈与時には課税されず、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、贈与者に対して、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される(贈与後7年を経過した財産については非課税)。

(注7)イギリスでは、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から年間の控除額(贈与者1人あたり3,000ポンド(45万円))を控除した残額を、相続財産価額に合算する。なお、年間の控除額に残額がある場合は、翌年度にのみ繰り越すことができる。また、居住している住宅やその持ち分を直系子孫に贈与(相続)する場合は、7年累積分の基礎控除が10万ポンド(1,490万円)加算される(ただし、贈与(相続)財産総額が200万ポンド(2億9800万円)を超える場合、超過額1ポンドにつき0.5ポンドずつ同加算額が逡減する)。

(注8)ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は配偶者等の税率によった。

(注9)ドイツ及びフランスでは、ドイツについては贈与・相続時点以前10年以内、フランスについては贈与・相続時点以前15年以内に受贈者が贈与された財産の価額を贈与財産・相続財産価額に累積・合算して税額を計算する(各累積期間中の納付贈与税額については、贈与税・相続税額から控除可)。

(備考)邦貨換算レートは、1ドル=113円、1ポンド=149円、1ユーロ=132円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成30年(2018年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

民法(相続法)改正に伴う税制上の対応

- 平成30年7月に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が公布され、昭和55年の改正以来約40年ぶりに、民法の相続に関する規律が見直された。
 - ※ 原則として、公布後1年以内に施行。配偶者居住権に関する規定は、2年以内に施行。
- 相続税等について、新たに創設された配偶者居住権の財産評価、相続人以外の者に支払われる特別寄与料に対する課税など、民法改正に伴う所要の手当を行う。

【税制上の対応が必要と考えられる主な民法の改正事項】

○ 配偶者居住権の創設

配偶者が居住していた被相続人所有の建物について、遺産分割等により、終身又は一定期間、配偶者にその建物に居住することができる法定の権利を創設。

○ 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の被相続人の親族(子の配偶者等)が被相続人の療養看護等を行った場合には、相続人に対して金銭(特別寄与料)の支払請求をすることができるようにする。